

平成 30 (2018) 年度
自己点検・評価報告書

学校法人 弘前城東学園
弘前医療福祉大学短期大学部

目次

自己点検・評価報告書

1. 自己点検・評価の基礎資料	1
2. 自己点検・評価の組織と活動	11
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	14
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	15
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	20
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	21
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	46
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	58
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	65
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	69
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	70
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	78
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	80
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	81

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

<学校法人の沿革>

昭和40年4月	弘前料理学院（各種学校）開設
昭和46年4月	弘前調理師学校（各種学校）開設
昭和51年4月	弘前調理師専門学校（旧弘前調理師学校）、弘前調理専修学校（旧弘前料理学院）開校
昭和52年10月	校舎を弘前市新寺町3番地5から弘前市大字城東中央4丁目1番地4へ位置変更
昭和54年4月	学校法人城東学園設立
昭和63年4月	弘前介護福祉専門学校開設
平成5年1月	弘前介護福祉専門学校廃止
平成5年3月	弘前調理専修学校を廃止
平成5年4月	弘前調理師専門学校、弘前介護福祉専門学校を統合し弘前ホスピタリティーアカデミーを設置し作業療法科、介護福祉科、調理科を開設
平成5年4月	弘前ホスピタリティーアカデミー介護福祉専門課程介護福祉科が社会福祉主事養成機関として指定を受ける
平成5年4月	校舎を弘前市大字小比内字富田310番地へ位置変更
平成6年4月	弘前ホスピタリティーアカデミー調理科1学年制を廃止し、2学年制とする
平成10年4月	弘前ホスピタリティーアカデミーに言語聴覚療法科を開設
平成11年4月	法人事務所所在地変更による寄附行為変更認可
平成11年4月	弘前ホスピタリティーアカデミー言語聴覚療法科を言語聴覚科に改称
平成13年12月	弘前福祉短期大学設置認可
平成13年12月	弘前福祉短期大学設置に伴う法人組織変更認可
平成14年4月	弘前ホスピタリティーアカデミー介護福祉科生徒募集停止
平成14年4月	町名地番の改正により法人事務所所在地が弘前市大字小比内三丁目18番地1となる
平成15年3月	弘前ホスピタリティーアカデミー介護福祉士養成施設指定取消
平成15年3月	弘前ホスピタリティーアカデミー社会福祉主事養成機関指定取消
平成15年3月	弘前ホスピタリティーアカデミー介護福祉専門課程介護福祉科廃止
平成15年3月	弘前ホスピタリティーアカデミー介護福祉専門課程廃止に伴う寄附行為変更認可
平成15年5月	弘前ホスピタリティーアカデミー目的変更認可
平成17年8月	私立学校法の一部を改正する法律の公布施行に伴う寄附行為変更認可
平成20年10月	弘前医療福祉大学設置認可

平成 20 年 10 月	弘前医療福祉大学設置に伴う寄附行為変更認可
平成 21 年 1 月	学校法人城東学園を学校法人弘前城東学園に名称変更することに伴う寄附行為変更認可
平成 21 年 4 月	弘前医療福祉大学開学
平成 21 年 4 月	弘前ホスピタリティーアカデミー生徒募集停止
平成 22 年 3 月	弘前ホスピタリティーアカデミー調理専門課程廃止
平成 22 年 10 月	弘前ホスピタリティーアカデミー調理専門課程廃止に伴う弘前ホスピタリティーアカデミー目的変更認可
平成 22 年 10 月	弘前ホスピタリティーアカデミー調理専門課程廃止に伴う寄附行為変更認可
平成 23 年 3 月	弘前ホスピタリティーアカデミー作業療法士養成機関指定取消
平成 23 年 3 月	弘前ホスピタリティーアカデミー言語聴覚士養成機関指定取消
平成 23 年 11 月	弘前ホスピタリティーアカデミー廃止認可
平成 23 年 11 月	弘前ホスピタリティーアカデミー廃止に伴う寄附行為変更認可
平成 26 年 4 月	学生食堂完成
平成 27 年 4 月	運動場 2 完成
平成 28 年 3 月	弘前医療福祉大学が第 1 回大学機関別認証評価を受審し、「適合」の評価を受ける

<短期大学の沿革>

平成 14 年 4 月	弘前福祉短期大学開学（生活福祉学科）
平成 21 年 3 月	第 1 回第三者評価を受審し、「適格」の評価を受ける
平成 21 年 4 月	弘前福祉短期大学を弘前医療福祉大学短期大学部に名称変更
平成 21 年 4 月	生活福祉学科を介護福祉専攻と食育福祉専攻の 2 専攻とする
平成 25 年 10 月	救急救命学科設置認可
平成 26 年 4 月	救急救命学科開設
平成 28 年 3 月	第 2 回第三者評価を受審し、「適格」の評価を受ける
平成 28 年 4 月	生活福祉学科収容定員変更
平成 29 年 10 月	別科調理師養成・1 年課程が調理師養成施設の指定を受ける
平成 30 年 4 月	生活福祉学科食育福祉専攻学生募集停止
平成 30 年 4 月	別科調理師養成・1 年課程の開設

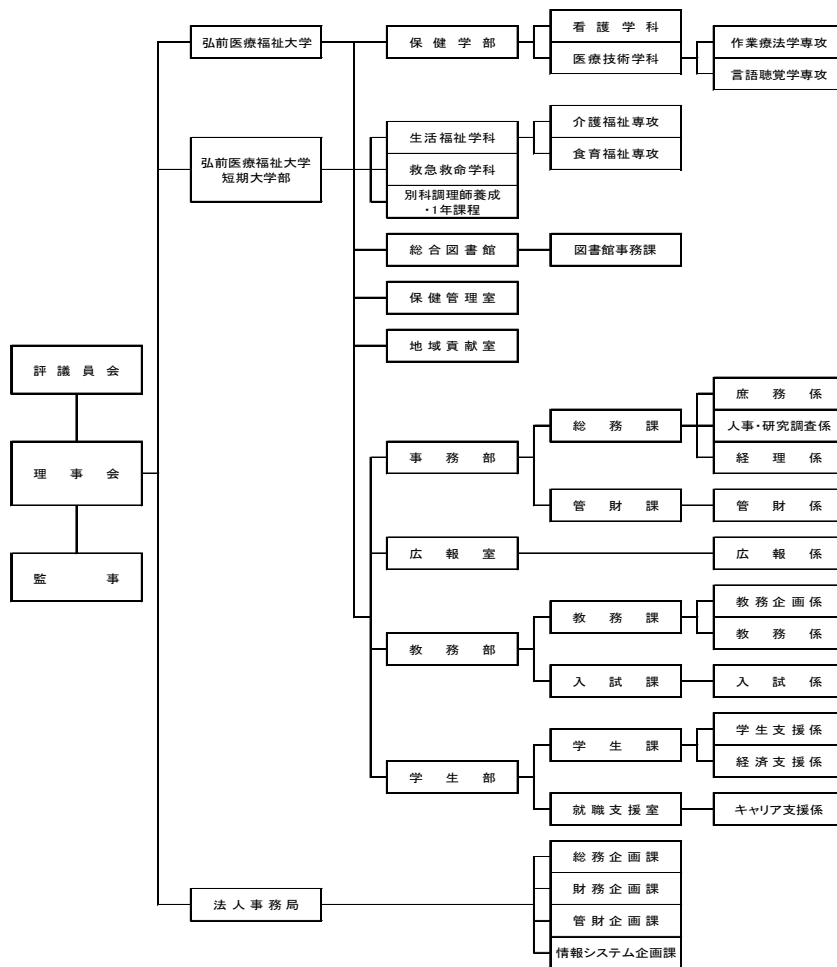
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 平成 30 年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
弘前医療福祉大学短期大学部	青森県弘前市小比内三丁目 18-1	115 名	235 名	179 名
弘前医療福祉大学	青森県弘前市小比内三丁目 18-1	120 名	480 名	425 名

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 平成 30 年 5 月 1 日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

弘前市は、青森県の南西部、広大な津軽平野の南部に位置し、藩政時代、津軽氏が治める城下町として津軽地域一帯の政治・経済・文化の中心となって繁栄した。明治22年、全国30市とともに県下で最初の市政を施行した後、明治31年、陸軍第8師団司令部の設置により、軍都として発展し、大正10年、官立弘前高等学校（現在の国立大学法人弘前大学）の開校によって、学園都市としての性格も加わるようになった。

その後、幸いにも戦災をまぬがれて終戦を迎えた弘前市はお城と桜に代表される数々の文化遺産と、恵まれた自然環境を土台に文化都市として発展し、現在では大学4校と短期大学2校、高等学校9校を有する東北屈指の学園都市として成長を遂げている。

昭和30年の中津軽郡11村、昭和32年の南津軽郡石川町との合併により大きく市域を広げ、りんごと米の田園都市、全国一のりんご生産圏としての地歩を築き、さらに、平成18年2月に弘前市、岩木町、相馬村の3市町村が合併し現在の弘前市となった。合併後の人口は19万人弱となったが平成27年の国勢調査時は約17万7千人、そして現在は173,016人（弘前市HP：平成30年5月1日現在）と18万人を割り、減少傾向が続いている。

弘前市は、平成23年3月、従来から結びつきが強い黒石市・平川市・藤崎町・板柳町・大鰐町・田舎館村・西目屋村の近隣6市町村とともに弘前圏域定住自立圏構想に基づき連携協定を結び中心市となることを宣言した。当初、圏域全体の人口は30万人を超えていたが現在は減少し、約29万人となっている。地理的には、弘前市の周囲を中小規模の市町村が比較的近い距離で取り囲んでいる。国道や幹線道路、鉄道網などが充実しており、通勤・通学、医療、商業など、日常生活において、弘前市にある都市機能が周辺の市町村民によって利用されている。

弘前市・青森県の人口推移

（単位：人）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
弘前市	180,088	179,414	176,923	176,170	174,701	173,016
青森県	1,339,044	1,325,297	1,310,743	1,297,165	1,282,136	1,266,710

（青森県HP・弘前市HP：平成30年5月1日現在）

弘前市の人口動態・推計人口

(単位：人)

		25年	26年	27年	28年	29年
推計人口		179,582	178,098	177,245	175,777	174,106
自然動態	出生数	1,257	1,244	1,231	1,140	1,157
	死亡数	2,280	2,252	2,358	2,286	2,332
	自然増加数	△1,023	△1,008	△1,127	△1,146	△1,175
社会動態	転入総数	5,248	5,071	5,201	5,099	5,165
	転出総数	5,700	5,547	5,542	5,650	5,661
	社会増加数	△452	△476	△341	△551	△496
人口増加数		△1,475	△1,484	△1,697	△1,468	△1,671

(弘前市 HP：平成 30 年 1 月 1 日現在)

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
中弘南黒	54	60.7	51	53.1	32	38.1	47	53.4	31	49.2
西北五	21	23.6	16	16.7	19	22.6	8	9.1	5	7.9
東青	4	4.5	14	14.5	15	17.9	8	9.1	7	11.1
三八上北	1	1.1	7	7.3	4	4.8	7	8.0	8	12.6
青森県外	9	10.1	8	8.3	14	16.7	18	20.5	12	19.0

※ 中弘南黒……………弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡

西北五……………五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡

東青……………青森市、東津軽郡

三八上北……………八戸市、十和田市、三沢市、むつ市、下北郡、上北郡、三戸郡

青森県外……………秋田県、岩手県、宮城県、北海道

■ 地域社会のニーズ

平成 25 年 12 月に決定された「青森県基本計画未来を変える挑戦」（期間：平成 26 年～30 年）では、青森県の課題を以下のように述べている。

1. 「青森県の人口の推移と将来推計」の項目では、今後一層、人口減少、少子化、高齢化が進行することにより、労働力人口の減少、消費活動の低迷、地域コミュニティ機能の低下など、本県の社会経済に大きな影響を及ぼすとしている。
2. 「地域の活力創出の新たな担い手」の項目では、地域の活力を維持していくためには、地域の人材の活用が重要な課題であるとし、女性の労働力に注目している。本県

では、若年層の県外転出者が多いことから、若者にとって、魅力ある雇用の場づくりに取り組むとしている。

青森県は上記の課題への対策として、様々な政策を掲げているが、安全・安心、健康分野では、「質の高い地域医療サービスの提供」そして「誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくり」の中に人材の育成についての取り組み方針が記載されている。「質の高い地域医療サービスの提供」では、慢性的に不足しているコメディカルの育成・県内定着を進めるとし、救急救命学科の開設は、地域社会のニーズに応えたものとなっている。また、「誰もが生き生きとして暮らせる環境づくり」では、介護サービスの質の確保・向上を図るため、介護サービスに携わる人材の育成を進めるとしている。現状でも、本学への求人数は卒業予定者の数を大幅に上回っており、生活福祉学科の存在もまさに地域社会のニーズに合致しているといえる。

本学が立地する弘前市では、人口減少の抑制と地域経済の維持・成長の達成を最重要課題として捉え、地方創生の推進に向けて、積極的な方針を打ち出している。平成 26 年に「弘前市経営計画」（～平成 29 年）を策定、平成 27 年に「ひろさき未来戦略研究センター」を設置した。平成 27 年 9 月には、「弘前市まち・ひと・しごと創生総合戦略（～平成 31 年度：平成 29 年 3 月改訂）を発表した。その五つの骨子は、①安定した雇用創出と地域産業のイノベーション②弘前への新しいひとの流れと定住の推進③若い世代の結婚・出産・子育てをトータルサポート④健やかで、生き生きさせる地域づくり⑤弘前ならではの地域づくりであり、「弘前市経営計画」と一体的に取り組むことで人口減少対策がさらに強化・加速されるとしている。本学の救急救命学科および生活福祉学科においても地域の課題解決のために地元の高等教育機関に対するニーズに十分に答え、地域貢献できるものと考えている。

■ 地域社会の産業の状況

青森県の平成 27 年度の県内総生産は名目で 4 兆 5,401 億円、実質で 4 兆 4,603 億円となり、経済成長率は名目で 3.6%、実質で 2.7%となった。一人当たりの県民所得は 2,462 千円であり、国を 100 とした場合の水準は 80.5（前年度比+2.2 ポイント）である。

本学が立地する弘前市の平成 27 年度の総生産は、5,760 億円であり、県内では、青森市、八戸市に次ぎ、3 番目である。一人あたりの市民所得は、2,259 千円であり、国を 100 とした場合の水準は 73.8 である。また、県との比較でも 91.8 となっている。

弘前市内総生産の内訳は、リンゴの出荷が大半を占める第一次産業が約 241 億円（構成比 4%）。第 2 次産業は主に製造業と建設業で 901 億円（同 16%）。生産額約 693 億円を超える保健衛生・社会事業を含む第 3 次産業が約 4,641 億円（同 80%）となっている（平成 27 年度弘前市の市民経済計算：平成 30 年 7 月弘前市経営戦略部）。

一方、市内従業者数約 9 万 5 千人を産業別にみると、「第 1 次産業」の 13,039 人（構成比 13.6%）、「第 2 次産業」の 16,487 人（同 17.2%）、「第 3 次産業」の 66,069 人（同 69.1%）となっている（平成 27 年度弘前市の市民経済計算：平成 30

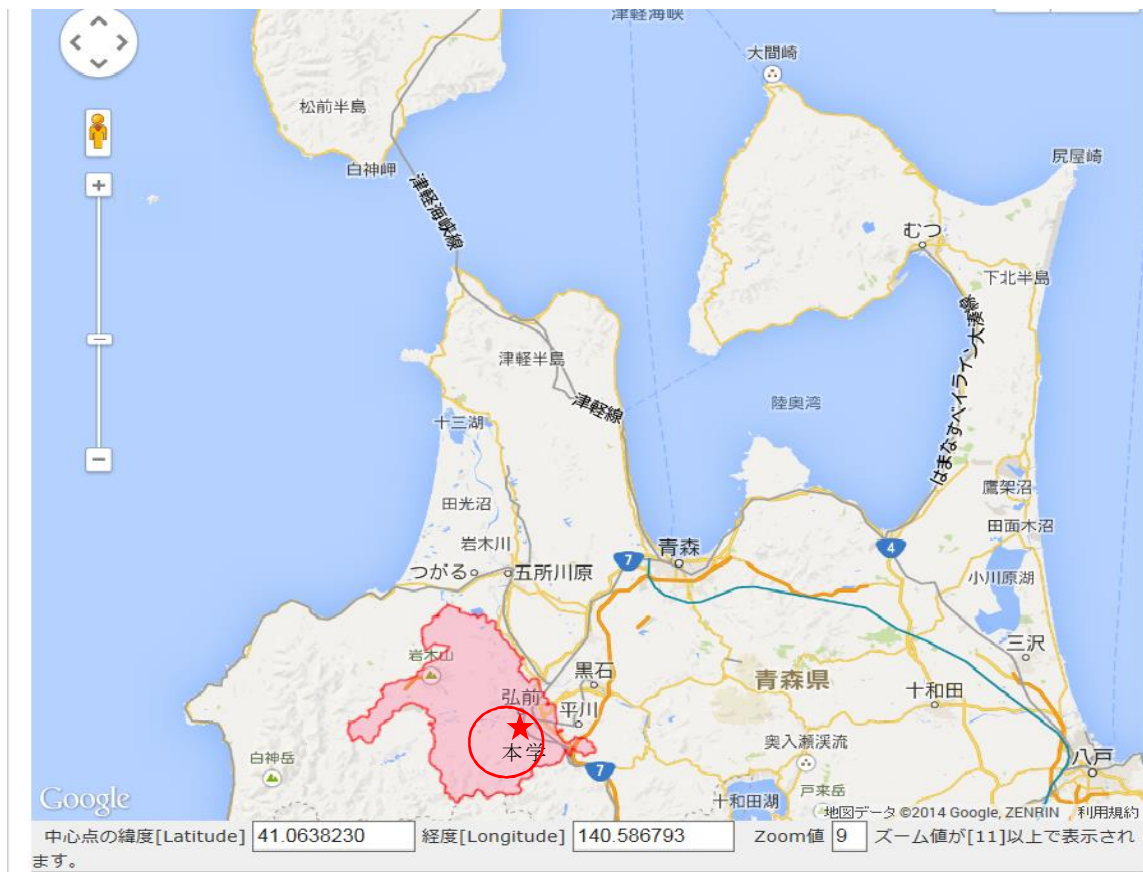
年 7 月弘前市経営戦略部)。

また、市内の総事業所数は、8,664 事業所であり、卸売・小売業の 2,253 事業所 (構成比 26.0%)、サービス業の 1,774 事業所 (同 20.5%)、飲食店・宿泊業の 1,201 事業所 (同 13.9%)、建設業の 592 事業所 (同 5.8%)、医療・福祉の 829 事業所 (同 9.6%) となっている (平成 26 年 7 月 1 日現在:平成 26 年経済センサス基礎調査結果)。

特に「医療・福祉」分野での事業所数が過去 5 年間で 133 増加し、従業者数が約 2,800 人増加したのが特筆される。全体での従業者数が約 3,800 人減少したことからもこの分野の増加率は顕著である。また、その増加の内訳は、児童福祉と老人介護・福祉事業であった。また、女性従事者が多いことも特筆すべき点の一つに加えられている。(HIF マンスリーレポート Vol. 24 平成 26 年経済センサス・基礎調査結果の考察:ひろさき未来戦略研究センター)

■ 短期大学所在の市区町村の全体図

弘前市位置図



本学付近詳細図



(5) 短期大学の情報の公表について

■ 平成 30 年 5 月 1 日現在

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関する事 と	・ 本学公式ホームページ (https://www.hirosakiuhw.jp/) ・ 大学案内 ・ 学生便覧
2	卒業認定・学位授与の方針	・ 本学公式ホームページ (https://www.hirosakiuhw.jp/) ・ 大学案内 ・ 学生便覧
3	教育課程編成・実施の方針	・ 本学公式ホームページ (https://www.hirosakiuhw.jp/) ・ 大学案内 ・ 学生便覧
4	入学者受入れの方針	・ 本学公式ホームページ (https://www.hirosakiuhw.jp/) ・ 大学案内 ・ 学生便覧 ・ 学生募集要項
5	教育研究上の基本組織に関する事 と	・ 本学公式ホームページ (https://www.hirosakiuhw.jp/) ・ 大学案内 ・ 学生便覧
6	教員組織、教員の数並びに各教員が 有する学位及び業績に関する事 と	・ 本学公式ホームページ (https://www.hirosakiuhw.jp/) ・ 大学案内
7	入学者の数、収容定員及び在学する 学生の数、卒業又は修了した者の数 並びに進学者数及び就職者数その他 進学及び就職等の状況に関する事 と	・ 本学公式ホームページ (https://www.hirosakiuhw.jp/) ・ 大学案内
8	授業科目、授業の方法及び内容並び に年間の授業の計画に関する事 と	・ 本学公式ホームページ (https://www.hirosakiuhw.jp/) ・ 大学案内 ・ 学生便覧 ・ 講義概要 (シラバス)

9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学公式ホームページ (https://www.hirosakiuhw.jp/) ・ 大学案内 ・ 学生便覧 ・ 講義概要 (シラバス)
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学公式ホームページ (https://www.hirosakiuhw.jp/) ・ 大学案内 ・ 学生便覧
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学公式ホームページ (https://www.hirosakiuhw.jp/) ・ 大学案内 ・ 学生便覧 ・ 学生募集要項
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学公式ホームページ (https://www.hirosakiuhw.jp/) ・ 大学案内 ・ 学生便覧

② 学校法人の財務情報の公開について

事 項	公 開 方 法 等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学公式ホームページ (https://www.hirosakiuhw.jp/)

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載してください。

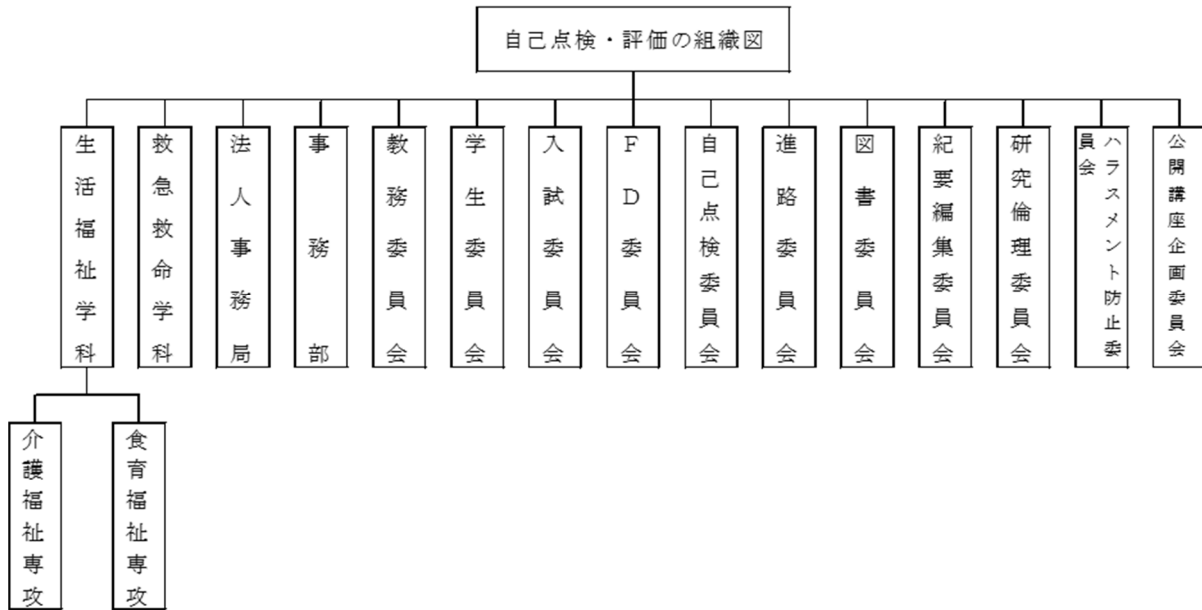
2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

平成30年度自己点検・評価の組織表

委員会	役職	氏名
委員長	学長	相澤 保正
副委員長	生活福祉学科食育福祉専攻 専攻長	牛田 泰正
委員	副学長	相澤 保正
委員	生活福祉学科 学科長	牛田 泰正（再掲）
委員	救急救命学科 学科長	齋藤 三千政
委員	生活福祉学科介護福祉専攻 専攻長	山口 かおる
委員	法人事務局長	山本 洋子
委員	事務部長	山本 正人
委員	教務委員会委員長	早川 和江
委員	学生委員会委員長	山口 かおる（再掲）
委員	入試委員会委員長	相澤 保正（再掲）
委員	FD委員会委員長	齋藤 三千政（再掲）
委員	進路委員会委員長	立岡 伸章
委員	図書委員会委員長	中村 聡
委員	紀要編集委員会委員長	鳥羽 栞
委員	研究倫理委員会委員長	平岡 恭一
委員	ハラスメント防止委員会委員長	下田 肇
委員	公開講座企画委員会委員長	工藤 雄行

■ 自己点検・評価の組織図



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学は平成20年度に短期大学基準協会の第三者評価を受け、本学の教育・研究等は適合と判定された。平成15年度自己点検・評価報告書を作成して以来、本学においては自己点検委員会の主導の下、原則として2年に一度、報告書にまとめてきた。平成21年、平成22年、平成23年、平成24年、平成25年度は毎年、自己点検・評価を行い、平成26年度は入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に加え教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）と卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び学習の成果を策定した。短期大学基準協会の第三者評価を受けた平成27年度においても、本学の教育・研究等は短期大学評価基準を満たしていることから適合と判定された。自己点検報告には現状分析、新たな課題、そして改善計画が短期大学基準協会のマニュアルに示されたPDCAサイクルの方針に沿って織り込まれていた。29年度においても基準協会からの指導に沿った内容にまとめ、近隣の短期大学に報告している。

本学での学生による授業評価は平成15年度より実施し、その結果は全教員に閲覧され授業改善に長らく反映されてきている。また公開講座に関しては平成14年の開学以来、本年30年度まで毎年実施し、平成21年度からは弘前医療福祉大学と合同で実施している。さらに平成26年度には学生生活満足度調査を実施した。27年度、28年度、29年度、30年度においても引き続き実施されている。環境設備のハード面に関して課題は残るものの、ソフト面においては比較的高い評価となったことは、本学の建学の精神である「ホスピタリティー精神」の教育が実践され、教職員相互の連携を図り、情報や課題を共有し、全教職員が一体となって学生一人一人を大切に教育に取り組んだ結果が反映されたと思料される。このことは、本学において自己点検・評価活動が活発であり、PDCAサイクルが機能されている証といえる。

本学の歴史はまだ浅いが、学園としての淵源は昭和40年に「弘前料理学

院」を開学したところまで遡る。今年（平成27年）には学園創立50周年という大きな節目の年を迎えることになり、この50年間に多くの教育資源を蓄積し、一方で5,000名を超える卒業生を社会に送り出してきた。

この伝統を継承し、建学の精神である「ホスピタリティー精神」を人材養成の礎としながら、地域に根差した短期大学として、教育・研究等を推進していく。

- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った平成29年度を中心に）

会議年月日	内 容
平成30年7月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の取り組みについて ・平成30年度から適用する「認証評価要綱」及び「短期大学評価基準」（平成29年2月改定）について
平成31年2月27日	平成30年度自己点検・評価報告書について
平成31年3月20日	平成30年度自己点検・評価報告書について

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]

基準Ⅰ-A-1 建学の精神の確立と現状

弘前医療福祉大学短期大学部（以下「本学」とする）の設置母体である学校法人弘前城東学園（以下「学園」とする）は、創立時に教育の礎とした「ホスピタリティー精神」を約半世紀にわたって継承し、この精神を底流に据え、質の高い人材を育成して社会に送り出してきた。学園創立の精神は、本学においても建学の精神として受け継がれている。

大学ホームページには、「建学理念」を次のように掲げ、広く社会への周知を図っている。「本学は、ホスピタリティー精神を基盤に豊かな人間性を兼ね備え、人間の尊厳を基本とし、健康・福祉に関するさまざまな問題を総合的にとらえ、科学的に解決できる専門知識と技術を身につけ、生活の質を重視した福祉サービスに重点を置き、地域に貢献できる質の高い専門有資格者の教育を行います。新たな健康維持増進、障害の予防、自立支援の担い手となりうる人材の育成を目指します。」同じく「教育目的」を次のように掲げ、広く社会への周知を図っている。「本学は、教育基本法及び学校教育法並びにホスピタリティー精神に基づき、専門的な知識・技術を教授研究し、幅広く深い教養と総合的な判断力をもって広く国民の福祉の向上と社会の発展に寄与できる人間性豊かな人材を育成することを目的とします。」

これらのことは、本学開学以来学生便覧の冒頭頁に掲げ全学へ周知している。

なお、「ホスピタリティー精神」は、学園創立時の理事長であった下田敦子（現名誉理事長）が発足以来掲げてきた根本理念であり、「厚遇と慈愛」を本意として、これからも、時代を超えて学園の諸活動に通底する。

基準Ⅰ-A-2 高等教育機関としての地域・社会への貢献

短期大学の使命・目的には、地域への貢献が含まれるが、本学は、社会の期待と要請に応えるため、地域社会と協同する開かれた短期大学を志向し、常に組織として主体性・自律性を高めつつ、学生・職員の個の集結として創造性を発揮することにより、「地域に根差した健康福祉領域の生活の質向上」構築のため、教育研究の成果を地域に還元し、健康と福祉の向上に寄与することを大切にしている。本学が目指す地域社会への貢献とは、地域に根差した、住民の要請に応える活動だと認識している。この方針を受けて、平成 21（2009）年 5 月、「弘前医療福祉大学及び弘前医療福祉大学短期大学部地域貢献室」が設置された。本学の特性である医療福祉の知識・技能と本学施設を最大限活用し、地域貢献活動を展開している。

基準Ⅰ-A-2の現状

① 公開講座の開催

短期大学部と大学と合同で、平成 30 年 9 月～12 月に「公開講座」を 6 回開催した。

テーマは「健康で豊かな暮らしのために」を掲げ、総計 229 人の市民らの参加があった。

② 地域貢献室・学生会の募金活動等

・地域貢献室の学生達が、街頭に立って、緑の羽根（5 月）や赤い羽根（10 月）の募金活動を行った。

・学生達が開催した学園祭の売上金の一部を、公的機関を通して、北海道東部胆振地震の復興基金として関係団体に寄付した。

③ 青森県ボランティア連絡協議会に参加

救急救命研究会に所属する 21 名の学生達が、地域の介護施設に勤務する職員の方々を対象にした応急手当講習会を企画、開催した。また、地元消防団と連携して防災訓練の傷病者役やスポーツイベントの救護活動、支援活動など継続的に取り組んでいる。

④ 介護・フェスタの企画、開催

介護福祉専攻では、11 月 11 日（厚労省の定めた介護の日）を中心に、弘前市、五所川原市、青森市の大型商業施設で延べ 5 日間にわたって、「介護福祉の魅力発信」と題して、一般市民を対象に啓発・体験型イベントを開催した。来場者の 637 名からアンケートの回答を得た。今後に活用していく方針である。また、この企画は、平成 30 年度青森県福祉・介護人材確保対策事業の一環として開催したものである。

⑤ 青森県内の福祉職員向けセミナーの開催

介護福祉専攻では、県内の福祉職員向けセミナーとして、「介護スキルチェック研修」と「福祉職員スキルアップ研修」を企画し、各施設に案内し 10 ヶ所ほどで、この研修会を開催した。この企画も、平成 30 年度青森県福祉・介護人材確保対策事業の一環として開催したものである。

⑥ 救急救命学科・ドクターヘリ訓練、市民も見学

救急救命学科では、8 月に青森県や県立中央病院、弘前消防本部などの協力を得て、ドクターヘリを使った合同訓練を本学第 1 運動場にて実施した。この日の合同訓練は、一般市民にも公開したので総勢 500 人くらいの見学者が見守る中、学生達は負傷者をフライトドクターとフライトナースへと引き継ぎ、ヘリに収容した。この救急救命の連携体験は、全国初のドクターヘリ訓練として注目された。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

基準 I-B-1 教育目的の確立

本学の教育目的は、弘前医療福祉大学短期大学部学則第 1 条に「本学は、教育基本法及び学校教育法並びにホスピタリティー精神に基づき、専門的な知識・技術を教授研究し、幅広く深い教養と総合的な判断力をもって広く国民の福祉の向上と社会の発展に寄与できる人間性豊かな人材を育成することを目的とする。」と明記されている。

本学のホームページには、「建学理念」を掲げ、広く社会への周知を図っている。

また、学生便覧の冒頭頁から本学の教育研究上の目的、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を掲げ全学へ周知している。

なお、学習成果の点検については、基準Ⅱ-A-6に記す。

基準Ⅰ-B-1の現状

本学における人材育成及び教育研究上の目的を以下のように定めている。

(1) 生活福祉学科

- ① 社会や人間の尊厳を理解し、人に共感できる豊かな人間性を育み、ホスピタリティー精神を兼ね備えた人材を育成する。
- ② 介護・食育・福祉のニーズを正しく理解し、総合的な判断力をもって科学的に問題解決できる人材を育成する。
- ③ 介護・食育・福祉に関する専門的知識と技術を現場で有効に活かせる人材を育成する。
- ④ 地域に開かれた大学として、介護・食育・福祉に関する教育研究の成果を地域に還元し、健康と福祉の向上に寄与する。

(2) 救急救命学科

- ① 人間の尊厳を基盤とし、社会人基礎力を身につけた人材を育成する。
- ② 救命・救助にかかわる正しい知識と技術を身につけた人材を育成する。
- ③ 救命・救助について主体的に学び、関連職種と連携・活動できる人材を育成する。
- ④ プレホスピタルケアの先端で活躍できる救急救命士としての救急医療技術のみならず、人命捜索、要救助者の搬出・救助・保護・医療処置など、多種類の救急救命シュミレーションを通して実践力を養う。

この両学科の目的に沿って、教育課程を編成し、誠実に実践している。以下にその編成方針を記す。

(1) 生活福祉学科介護福祉専攻

- ① ホスピタリティー精神を基盤に、幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を滋養するために、「人間の理解」「社会の理解」「豊かな生活」「外国語」を柱とした基礎科目群を、1年次を中心に配置する。
- ② 介護実践にあたり必要な尊厳の保持・自己支援等、介護福祉専門職としての専門的知識と高度な技術を習得するために、「介護の基本」「コミュニケーション技術」「介護過程」「生活支援技術」「介護総合演習」「介護実習」に関する専門科目群「介護」を配置する。また、これら科目の学習成果を評価するため2年次後期に介護事例研究発表会を実施する。
- ③ 高齢者・障がい者等、利用者の心身に関する深い理解及びチームアプローチ等を学ぶために、人体に関する基本的知識を踏まえ、「発達と老化の理解」「認知症の理解」「障害の理解」等を柱とした専門科目群「こころとからだのしくみ」を配置する。また、介護現場における介護福祉士による喀痰吸引・経管栄養等の「医療

的ケア」を配置する。

- ④ 「介護福祉士国家資格」取得を目指し、既習の内容を繰り返し学習することにより理解度を高めることができるよう配慮する。また国家試験対策として過去問題の解説及び模擬試験を実施する。
- ⑤ 介護実践の幅を広げる種々の資格「社会福祉主事任用資格」「レクリエーションインストラクター」の取得を視野に入れた科目を配置する。そのほか、関連領域の資格として「介護食士3級」「AHA-BLSヘルスケアプロバイダー（医療従事者向け一次救命処置）」「普通救命講習I」を取得できる講座を開講する。

(2) 生活福祉学科食育福祉専攻

- ① ホスピタリティー精神を基盤に、幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を滋養するために、「人間の理解」「社会の理解」「豊かな生活」「外国語」を柱とした基礎科目群を、1年次を中心に配置する。
- ② 「食育・調理」に関する幅広く深い知識と技術を習得するために、「食生活と健康」「調理理論と食文化概論」「調理実習」等の区分ごとに専門科目群を配置する。1年次は基礎的な内容として、段階的に応用へと発展させ、学生自らが主体的な学びを実践できるよう配慮する。また、実践力を養うため、校外実習を2年次に配置する。
- ③ 高齢者や介護を必要とする人の食生活をはじめとした生活支援に関する知識と技術を習得するために、「介護と福祉の理解」「こころとからだのしくみ」「生活支援技術」といった「福祉」分野の専門科目群を2年次に配置する。
- ④ 社会のニーズに応え得る能力を身につけるために、「調理師免許」取得を教育課程の中心に置き、「介護職員初任者研修修了者」「介護食士3級」「食育インストラクター」等、食と福祉に関する多様な専門的資格取得を視野に入れた科目を主として2年次に配置する。
- ⑤ 習得した調理技術と表現力・創造力を評価するために、各年次後期に料理作品展を開催し、地域に発信する。

(3) 救急救命学科

- ① ホスピタリティー精神を基盤に、幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を滋養するために、「人間の理解」「社会の理解」「豊かな生活」「外国語」を柱とした基礎科目群を1年次及び2年次に配置する。
- ② 専門的医学知識を学ぶための基礎知識及び保健・福祉の領域に関する知識を修得するために、「医学概論」「解剖学」「生理学」「法医学」等の専門基礎科目群を1年次及び2年次に配置する。
- ③ 救急救命士に必要な高度な知識と技術を習得するために、「救急医学概論」「救急症候・病態生理学」「疾病救急医学」「外傷学」等の専門科目群を基礎科目群、専門基礎科目群と並行して配置する。
- ④ 高い実践力を養うために、「救急救命シュミレーション」を1年次から3年次にかけて配置する。学内での講義・演習で得た知識・技術を深化させるため

「臨床実習」「救急用自動車同乗実習」を3年次に配置する。

基準 I - B - 2 学習成果 (Student Learning Outcomes) について

学習成果の把握・可視化は、短期大学教育の質保証を図り、学生を成長させていく上で非常に重要である。

中央教育審議会大学分科会将来構想部会による「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」(答申案、2018年11月に答申)でも、教育活動の見直しや社会への説明責任の観点から、学習成果の把握・測定、可視化の重要性を示している。

学習成果の把握にあたっては、まず、何を学習成果とするか、つまり本学でどのような学生を育成するか、学生にどのような知識や技術、態度を身につけさせるかを明確にする必要がある。それらを短期大学士課程教育全体を通じて培った上で、適切な方法で把握・測定する。

また、学生自身が自らの成長を意識しながら主体的に学んでいくためには、目標や達成度、把握の結果をわかりやすく示す学習成果の可視化にも配慮しなければならないであろう。さらに、把握・可視化した学習成果は、教育の質保証の実現のためにも、教育改善や学生支援等に活用することが重要となる。

本学では、建学の礎である「ホスピタリティー精神」を基盤にして、教育目的や教育課程を編成し、人材を育成してきたが、学習成果の把握・測定、可視化等については明確な方法等を確立してこなかった。このことについては、次年度以降の課題とする。

基準 I - B - 2 の現状

「基準 I - B - 2 学習成果について」で記述したごとく、学習成果の測定・可視化等についての明確な方法は、本年度確立するに到らなかったが、検討する中で次のような事項が挙げられた。

- ①ジェネリックスキルを測定するために、PROGを実施する。
- ②教育の目的及び学位授与方針に即したものを把握するために、卒業生アンケートを実施する。
- ③本学の卒業生を採用した施設、消防署の目から見た卒業生の印象を基に教育の目的及び学位授与方針に即してものかを把握するため、就職先等へのアンケートを実施する。

次年度以降、検討を継続する。

基準 I - B - 3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針 (三つの方針) を一体的に策定し、公表している

卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針については一体的に策定し、ホームページ、学生便覧等で学内外に公表している。なお、これら三つの方針の策定にあたっては、学科、専攻会議、教務委員会、教授会等の組織の審議を経て結論を得ている。また、これら三つの方針を踏まえた教育活動を誠実にやっている。

基準 I - B - 3 の現状

学則第 36 条で、卒業の要件を次のように定めている。

- 1 生活福祉学科の学生は、本学に 2 年以上在学し、別表 1 に掲げる授業科目を履修し、別表 2 に掲げる所定の単位を修得しなければならない。
- 2 救急救命学科の学生は、本学に 3 年以上在学し、別表 1 に掲げる授業科目を履修し、別表 2 に掲げる所定の単位を修得しなければならない。

学則第 37 条で、卒業の認定を次のように定めている。

前条に規定する卒業要件を満たした学生に対して、教授会の議を経て、学長がこれを認定する。

学則第 38 条で、学位について次のように定めている。

前条の規定により卒業を認定した者に対して、短期大学士の学位を授与する。

学位に関し必要な事項は、別に定める。

これらの規程を遵守し、卒業を認定し、短期大学士の称号を授与している。

教育課程編成・実施の方針については、「基準 1-B-1 の現状」で記述したが、その教育課程にそって、前・後期の教育を誠実に実施している。

入学者受け入れ方針は、次のように掲げホームページ、学生便覧、学生募集要項等で広く内外に公表している。

(1) 生活福祉学科介護福祉専攻

① 求める学生像

本専攻は、「介護」のスペシャリストを目指して積極的に学習する姿勢を持つ学生を求めます。また、「福祉」に関する専門的な知識と技術を身につけようとするに関心を持ち、豊かな人間性を身につけて、社会に貢献しようとする意欲のある学生を求めます。

② 入学までに身につけておいてほしいこと

- ・論理的な思考にかかわる国語力
- ・人とのかかわりの基礎となる自己表現力とコミュニケーション能力
- ・「介護福祉」分野の事柄について、自主学習に取り組む姿勢
- ・心身の健康に関心を持ち、生命の尊厳を大切にできる姿勢

(2) 生活福祉学科食育福祉専攻

① 求める学生像

本専攻は、食に対する興味・関心が深く、「食育・調理」のスペシャリストを目指して積極的に学習する姿勢を持つ学生を求めます。また、福祉に対する専門的な知識と技術を身につけることに関心を持ち、社会に貢献しようとする意欲のある学生を求めます。

② 入学前に見つけておいてほしいこと

- ・論理的な思考にかかわる国語力
- ・人とのかかわりの基礎となる自己表現力とコミュニケーション能力

- ・心身の健康に関心を持ち、食生活を大切にできる姿勢

(3) 救急救命学科

① 求める学生像

本学科は、「救命・救助」のスペシャリストを目指し、積極的に学習する姿勢を持つ学生を求めます。また、幅広い教養と医療技術者・公安職としての専門的な知識、技術を身につけようとするに関心を持ち、豊かな人間性を身につけて、社会に貢献しようとする意欲のある学生を求めます。

② 入学までに身につけておいてほしいこと

- ・文章力、論理的な思考力にかかわる国語力
- ・人とのかかわりの基礎となる自己表現力とコミュニケーション能力
- ・思考力にかかわる数学の基礎学力
- ・生体の構造や機能といった医学を理解するために必要な生物の基礎学力

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

基準 I-C-1 自己点検・評価活動の実施体制と内部質保証について

本学では、自己点検・評価のための委員会を組織し、規程を整備して自己点検・評価活動を行ってきた。また、この委員会活動には各学科、専攻、部署等から全教職員が関与している。自己点検・評価委員会は、本学の理念を基盤に展開される教育活動や社会貢献活動などを集約し、PDCAを繰り返しながら年度毎に報告書をまとめてきた。

本学は、自己点検・評価の実施体制を整備し諸分野にわたって改善を行ってきたが、内部質保証についての測定方法や可視化については、明瞭に確立していなかった。

このことは、次年度の課題である。

基準 I-C-1 の現状

基準 I-C-1「自己点検・評価活動の実施体制と内部質保証について」で記述したように、本学の内部質保証については、その体制や測定方法、可視化など、次年度の課題となっている。この見通しとしては、弘前医療福祉大学短期大学部の「内部質保証推進室（仮称）」を置き、規程を整備して学則第1条に掲げる目的の高度な実現に向けた取り組みを、行っていく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

[生活福祉学科介護福祉専攻]

「学校教育法施行規則」の一部を改正する省令が、平成28年3月31日付で交付されたことに伴って、本学の3方針（ディプロマ、カリキュラム、アドミッション）を見直し、確立することとなった。文科省関連から示されている「ガイドラインの基本的考え方」や「三つのポリシーの策定にあたっての個別留意事項」を基に検討を重ね、平成28年度に下記内容にて教授会に諮り改正した。本専攻では、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定し、「短期大学士（介護福祉）」の学位を授与する。

<生活福祉学科 介護福祉専攻>

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

介護福祉専攻では、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定し、「短期大学士（介護福祉）」の学位を授与する。

1. ホスピタリティー精神を身につけ、幅広い教養と知識を活用する能力を備えている。
2. 人権の擁護・尊厳の保持・自立支援を支える視点と倫理観を備えている。
3. 介護福祉に関する専門的知識と技術を身につけ、総合的な判断力を有し地域社会に貢献できる。

4. 多様な価値観を理解するとともに、常に高齢者や障がい者等の立場で考え行動する能力を身につけている。
5. 現代社会に対応できる主体性を持った個人として、生涯を通じて学び続ける基礎能力を身につけている。

本専攻の学位授与の方針は、学習成果に対応したものとなっている。卒業要件は、2年間で87単位以上となっており、内訳は「基礎科目」18単位以上、「専門科目」69単位以上である。本専攻においては、所定の単位を修得した学生には、「短期大学士（介護福祉）」の学位を授与し、平成30年度入学生は、平成31年度国家試験受験資格と社会福祉主事任用資格が与えられる。

学則には、単位の認定、成績評価の基準、卒業の要件、学位、資格の取得について明示されており、学生は身につけるべき学力、能力、資質、資格と評価基準を理解し、学習に取り組むことができる。

卒業要件等については、入学時に実施するオリエンテーション及びガイダンスで、学生便覧、生活福祉学科講義概要（シラバス）に加え、「弘前医療福祉大学短期大学部スタートアップガイド」を用いて、丁寧に分かりやすく説明を行っている。また、本学進学のための高等学校進路指導担当教員への高等学校進路指導担当主事懇談会でも周知を図り、ホームページにも明記している。

学生は、地域社会に貢献できる介護福祉士として、専門性を裏付けるスキルを身につけ、人間味あふれる教養を備えたスペシャリストを目指して学習に取り組むことができる。

本専攻の学位授与の方針は、介護福祉士の業務内容に喀痰吸引等の医行為が新たに位置づけられたことを受け、「医療的ケア」の科目を加え教育内容を編成し直し基本研修を修了する等、社会的に通用性がある。本専攻における学位授与の方針については、このような介護・福祉現場における時代のニーズに対応した教育内容の見直しを行う等、定期的な点検の機会を設けている。

[生活福祉学科食育福祉専攻]

介護福祉専攻同様に、本専攻においても学校教育法施行規則の一部を改正する省令が、平成28年3月31日付で交付されたことに伴って、本学の3方針（ディプロマ、カリキュラム、アドミッション）を見直し、確立することとなった。文科省関連から示されている「ガイドラインの基本的考え方」や「三つのポリシーの策定にあたっての個別留意事項」を基に検討を重ね平成28年度に下記内容にて教授会に諮り改正した。本専攻では、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に対して「短期大学士（食育福祉）」の学位を授与する。

＜食育福祉専攻＞

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

食育福祉専攻では、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定し、「短期大学士（食育福祉）」の学位を授与する。

1. ホスピタリティー精神を身につけ、幅広い教養と知識を活用する能力を備えている。
2. 調理師としての専門的知識と技術を習得し、地域社会に貢献できる。
3. 高齢者や介護を必要とする人の食生活をはじめとした生活支援に関する知識と技術を習得している。
4. 人々の健康維持と増進のため、食を通して社会に活かすことができる総合的な力を身につけている。
5. 自らの資質向上を目指し、社会環境の変化に対応できる力を身につけている。

本専攻の学位授与の方針は、学習成果に対応したものとなっている。平成30年度卒業要件は2年間で74単位以上となっており、内訳は「基礎科目」18単位以上、「専門科目」53単位以上である。本専攻においては所定の単位を修得した学生に、「短期大学士（食育福祉）」の学位を授与し、調理師免許と介護職員初任者研修修了者資格が与えられる。

学位授与の方針に示した方向性は、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）をもとに教育課程として構成されている。学則には単位の認定、成績評価の基準、卒業の要件、学位、資格の取得について明示されており、学生は身につけるべき学力、能力、資質、資格と評価基準を理解して学習に取り組むことができる。

卒業要件等については、入学時に実施するオリエンテーション及びガイダンスで学生便覧、生活福祉学科講義概要（シラバス）に加え、「弘前医療福祉大学短期大学部スタートアップガイド」を用いてきめ細やかに説明を行っている。また、本学進学のための高等学校進路指導担当教員への高等学校進路指導担当主事懇談会、在学生の保護者向けの保護者会等でも周知を図り、ホームページにも明記している。先にも記述したが、本専攻では、「学校教育法」「短期大学設置基準」「調理師法施行規則」「調理師養成施設指導要領」等の関係法令を遵守し、実習を実践教育の核として、その結果として就職率が100%であった。社会的通用性は十分備えているといえる。

食を取り巻く環境は変化しており、時代のニーズに即した教育内容が求められていると認識している。別科 調理師養成・1年過程における修了証書授与の方針についても、環境の変化に留意し、今後、定期的な点検の機会を設けていく。

[救急救命学科]

救急救命学科においても生活福祉学科 2 専攻同様に、「学校教育法施行規則」の一部を改正する省令が平成 28 年 3 月 31 日付で交付されたことに伴って、本学科の 3 方針（ディプロマ、カリキュラム、アドミッション）を見直し、確立することとなった。文科省関連から示されている「ガイドラインの基本的考え方」や「三つのポリシーの策定にあたっての個別留意事項」を基に検討を重ね本年下記内容にて教授会に諮り改正した。以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に対して「短期大学士（救急救命学）」の学位を授与する。また、学位授与の方針を学内外に表明し、学位取得は所定の単位を修得することで可能となることを明確に示している。

学位授与方針を公表する方法としては、学内では、「学生便覧」に基づき入学時や年度当初のガイダンス等で説明し、各学期前後、クラス担任やチューターと面談等で周知徹底を心掛けている。また、本学進学のための高等学校教員への「高等学校進路指導担当主事懇談会」、在学生の保護者向けの「保護者会」等でも周知を図っている。学外では、ホームページ上に開講科目の概要を明記し、学内外への周知努力をしている。

本学科の平成 30 年度卒業要件は、「基礎科目」18 単位以上、「専門基礎科目」12 単位、「専門科目（実習を含む）」63 単位以上、計 93 単位以上を修得しなければならないとしている。本学科の学位授与方針は、救急救命士養成校指定規則に基づくものであるため、社会的通用性は十分備えている。定期的点検の方法としては、月に一度実施する学科会議において継続吟味している。

<救急救命学科>

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

救急救命学科では、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定し、「短期大学士（救急救命学）」の学位を授与する。

1. ホスピタリティー精神を身につけ、幅広い教養と知識を活用する能力を備えている。
2. 他職種と連携したチーム医療を実践できる協調性とリーダーシップを身につけている。
3. 救急救命士としての専門的知識と技術を習得し、地域社会に貢献できる。

4. 救急現場において、迅速・的確に対応できる総合的な判断力及び体力を身につけている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

[生活福祉学科介護福祉専攻]

本専攻では、介護福祉士等の専門職を育成するため、幅広い教養と介護の専門的な知識・技術・高い倫理観の習得を目指している。「三つのポリシーの策定にあたっての個別留意事項」を基に改正を図り教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を下記内容にて改正した。

<生活福祉学科 介護福祉専攻>

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

1. ホスピタリティー精神を基盤に、幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するために、「人間の理解」、「社会の理解」、「豊かな生活」、「外国

語」を柱とした基礎科目群を、1年次を中心に配置する。

2. 介護実践にあたり必要な尊厳の保持・自立支援等、介護福祉専門職としての専門的知識と高度な技術を習得するために、「介護の基本」、「コミュニケーション技術」、「介護過程」、「生活支援技術」、「介護総合演習」、「介護実習」に関する専門科目群「介護」を配置する。また、これら科目の学習成果を評価するため2年次後期に介護事例研究発表会を実施する。
3. 高齢者・障がい者等、利用者の心身に関する深い理解及びチームアプローチ等を学ぶために、人体に関する基本的知識を踏まえ、「発達と老化の理解」、「認知症の理解」、「障害の理解」等を柱とした専門科目群「こころとからだのしくみ」を配置する。また、介護現場における介護福祉士による喀痰吸引・経管栄養等の「医療的ケア」を配置する。
4. 「介護福祉士国家資格」取得を目指し、既習の内容を繰り返し学習することにより理解度を高めることができるよう配慮する。また国家試験対策として過去問題の解説及び模擬試験を実施する。
5. 介護実践の幅を広げる種々の資格「社会福祉主事任用資格」、「レクリエーション・インストラクター」の取得を視野に入れた科目を配置する。そのほか、関連領域の資格として「介護食士3級」、「AHA-BLSヘルスケアプロバイダー（アメリカ心臓協会医療従事者向け一次救命処置）」、「普通救命講習Ⅰ」を取得できる講座を開講する。

本専攻の教育課程は卒業認定・学位授与の方針に対応し、平成29年度入学生は、「基礎科目」18単位以上、「専門科目」69単位以上、計87単位以上、かつ、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）として上記の能力を身に付けた学生に「短期大学士（介護福祉）」の学位を授与している。これに併せて、「介護福祉士国家試験受験資格」及び「社会福祉主事任用資格」を付与している。その他にも、科目履修により「レクリエーション・インストラクター」等が得られる科目を配置している。「AHA-BLSヘルスケアプロバイダー（アメリカ心臓協会医療従事者向け一次救命処置）」「普通救命講習Ⅰ」「介護食士3級」については、通常では授業が設定されない土曜日や夏季休業等を利用して資格取得講座を開講している。

卒業要件等に関しては、入学時や年度当初のガイダンス等で説明し、各学期前後、クラス担任や助言教員との面談等で具体的に説明、また、ホームページにも明記し、周知徹底を図っている。

また、本専攻の教育課程は短期大学設置基準にのっとり体系的に編成されており、物理的に取得可能な範囲で、学習成果に対応した多岐にわたる授業科目を必修科目と選択科目のバランスを保ちながら設定している。

平成23年の「社会福祉士及び介護福祉士法」改正を受け、本専攻の教育課程を以下のとおりとしている。介護が実践の技術であることから、その基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「人間と社会」を240時間以上、尊厳の保持、自立支援の考えを踏まえ、生活を支えるための「介護」を1,260時間以上、多職種協働や適

切な介護の提供に必要な根拠としての「こころとからだのしくみ」を300時間以上とする、3つの領域で1,800時間以上の課程としている。さらに平成26年度入学生からは、「医療的ケア」の50時間を加えた1,850時間とする改正があり、科目数及び時間数をそれに対応して増加している。

「基礎科目」は、生活福祉学科共通の「人間と社会」とし、さらにそれを「人間の理解」「社会の理解」「豊かな生活」及び「外国語」の枠組みで編成し18科目を開講している。

「専門科目」は、「介護」「こころとからだのしくみ」「医療的ケア」の3分野から構成されている。ここでは、体系化された福祉に関する高度な知識と技術とともに、人体の基本的理解、チーム医療等を学ぶことや科学的根拠に基づく思考過程と、介護を必要とする人の介護方法を習得するために必要な介護総合演習、介護実習を配置し、38科目を開講している。

また、単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定めるため、次年度入学生からCAP制を導入することが決定している。

成績評価は教育の質保証に向けて厳格に行っており、学習成果の獲得を短期大学設置基準等にとり明確な評価基準によって適正に実施されている。成績の評価は優（80点以上）、良（70点以上）、可（60点以上）、不可（60点未満）をもって表し、可以上を合格としている。科目の評価に関しては、専攻内の科目担当教員で構成される会議において検討を重ねたのち科目担当責任者が決定する。各授業科目の履修時間数のうち、授業形態が講義の場合、3分の2以上の出席がなければ定期試験を受けることができないとしており、出席状況の厳密な把握を行っている。

生活福祉学科講義概要(シラバス)には、必要な項目すなわち学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等について、FD研修会での研修内容を基に記載し、学生が主体的に目的を持って学習に取り組めるように明示している。成績評価については、入学時のオリエンテーション、ガイダンス、学年開始前後の学生との面談、授業開始時のガイダンスで具体的に説明し周知徹底を図っている。

本専攻の教育課程は、科目ごとに教員の資格・業績を確認し、それを基にした教員配置となっている。資格取得に必要とされる専門科目においては、ふさわしい資格・業績を有する兼任・兼任教員を配置し、多様かつ専門性の高い教育体制で対応しており、定期的に介護福祉専攻会議や専攻内教務委員を中心にして関連科目間の担当教員で見直しを行っている。

[生活福祉学科食育福祉専攻]

本専攻では、調理師等の専門職を育成するため、幅広い教養と、食と介護の専門的な知識・技術、高い倫理観の習得を目指している。「三つのポリシーの策定にあたっての個別留意事項」を基に改正を図り、学位授与の方針に対応し、体系的かつ整合性のある教育課程の編成と実施の方針を示している。

＜生活福祉学科 食育福祉専攻＞

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

1. ホスピタリティー精神を基盤に、幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するために、「人間の理解」、「社会の理解」、「豊かな生活」、「外国語」を柱とした基礎科目群を、1年次を中心に配置する。
2. 「食育・調理」に関する幅広く深い知識と技術を習得するために、「食生活と健康」、「調理理論と食文化概論」、「調理実習」等の区分ごとに専門科目群を配置する。1年次は基礎的な内容として、段階的に応用へと発展させ、学生自らが主体的な学びを実践できるよう配慮する。また、実践力を養うため、校外実習を2年次に配置する。
3. 高齢者や介護を必要とする人の食生活をはじめとした生活支援に関する知識と技術を習得するために、「介護と福祉の理解」、「こころとからだのしくみ」、「生活支援技術」といった「福祉」分野の専門科目群を2年次に配置する。
4. 社会のニーズに応え得る能力を身につけるために、「調理師免許」取得を教育課程の中心に置き、「介護職員初任者研修修了者」、「介護食士3級」、「食育インストラクター」等、食と福祉に関連する多様な専門的資格取得を視野に入れた科目を主として2年次に配置する。
5. 習得した調理技術と表現力・創造力を評価するため、各年次後期に料理作品展を開催し、地域に発信する。

本専攻の教育課程は先に述べた卒業認定・学位授与の方針に対応しており、短期大学設置基準にのっとり体系的かつ整合性のある教育課程の編成と実施の方針を示している。物理的に取得可能な範囲で、必修科目と選択科目のバランスを保ちながら、基礎科目の上に専門科目が修得できるように、幅広く多岐にわたる科目を設定している。また、調理師免許、介護職員初任者研修修了者資格の取得に加え、介護食士3級、食育インストラクター等の取得が可能である。

単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限の設定に関して、CAP制の導入が数年来の懸案事項であったが、本専攻においては今年度の廃止に至るまで整備されることはなかった。しかし、介護福祉学科・救急救命学科の次年度入学生からCAP制を導入することが決定している。

成績評価は教育の質保証に向けて厳格に適用されており、学習成果の獲得を短期大学設置基準にのっとり判定するため、明確な評価基準によって適正に実施されている。担当教員は、筆記試験やレポートなどを総合的に評価しており、成績の評価は優（80点以上）、良（70点以上）、可（60点以上）、不可（60点未満）をもって表し、可以上を合格としている。

またシラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、

成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）は明示を徹底すべく FD 研修会を通じて全教員が研修を重ねている。

本専攻の教育課程は、科目ごとに教員の資格・経歴・業績を確認し、それに基づいた教員配置を行い、少人数で指導できる体制を整えている。特に調理師の資格取得に必要とされる専門科目においては、ふさわしい資格・経歴・業績を有する兼任・兼任教員を配置し、多様かつ専門性の高い教育体制で対応している。

平成 25 年 12 月 26 日に調理師法施行規則の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 135 号）が公布され、平成 27 年 4 月 1 日施行に伴い、現行の調理師養成施設指導要領が改正されたことから、本専攻においても教育課程を見直し、一部調整の上、平成 27 年度から適用してきた。食を取り巻く環境は変化しており、時代のニーズに即した教育内容が求められていると認識している。今後、別科 調理師養成・1 年過程における修了証書授与の方針についても、環境の変化に留意し、定期的な点検の機会を設けていく。

[救急救命学科]

本学科では、救急救命学に関する知識を実際に活かせるような創造力・総合力・問題解決力の習得を目指している。「三つのポリシーの策定にあたっての個別留意事項」を基に改正を図り教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を下記内容にて改正した。

<救急救命学科>

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

1. ホスピタリティー精神を基盤に、幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性ととも社会福祉・社会保障に関する基本的な知識を育むために、「人間の理解」、「社会の理解」、「豊かな生活」、「外国語」を柱とした基礎科目群を 1 年次及び 2 年次に開設する。
2. 医療従事者として求められる専門的医学知識を身につけるために、「医学概論」、「解剖学」、「生理学」、「法医学」等の専門基礎科目群を 1 年次及び 2 年次に開設する。
3. 救急救命士に必要な高度な知識と技術を習得するために、「救急医学概論」、「救急症候・病態生理学」、「疾病救急医学」、「外傷学」等の専門科目群を基礎科目群、専門基礎科目群と並行して開設する。
4. 高い実践力を養うために、「救急救命シミュレーション」を 1 年次から 3 年次にかけて開設する。また、学内での講義・演習で得た知識・技術を、体験して修得させるため、「臨床実習」、「救急用自動車同乗実習」を 3 年次に開設する。

本学科では以下のような科目で教育課程を構成している。

教育課程は学位授与の方針に対応し「教育基本法」「学校教育法」「救急救命士養成所指定規則」等の関連法令及び本学の理念に基づき、学位の質保証のための教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を構築した。幅広く深い教養を培い、豊かな人間性を涵養するための基礎的知識を学び、その上に、科学的な根拠に基づいた学習がなされるようにしている。

本学科の教育課程は物理的に取得可能な範囲で、幅広い科目を設置し、必修科目と選択科目のバランスを保ちながら、基礎教養科目群の上に専門基礎科目及び専門科目を配置し、高度な救急救命・救助に関する知識・技術が習得できるように、多岐にわたる科目を設定した教育課程を提供している。学則に定める卒業要件は、「基礎科目」18単位以上、「専門基礎科目」12単位以上、「専門科目」64単位以上、計94単位以上を修得し、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に掲げた能力を身につけた学生に「短期大学士(救急救命学)」の学位を授与し、併せて「救急救命士国家試験受験資格」を付与している。その他にも、「医療従事者向け一次救命処置(BLSHCP)」「応急手当指導員資格」「日本病院前外傷評価・治療(JPTEC)」「多数傷病者標準医療対応(MCLS)」などの資格取得を促進する。

教育課程は、「基礎科目」と「専門基礎科目」「専門科目」に大別している。「基礎科目」の柱は「人間と社会」とし、さらにそれを「人間の理解」「社会の理解」「豊かな生活」及び「外国語」の枠組みで編成し、「人間の尊厳と自立」の授業をはじめ、28科目を開講している。「専門基礎科目」は、「医学概論」の授業をはじめ、8科目を開講している。「専門科目」は、「救急医学概論」の授業をはじめ実習を含めた、26科目を開講している。

履修することができる単位数の上限は、1年間において52単位とすべくCAP制が次年度入学生より運用されることが決定している。

成績評価は各教員に委ねているが、ほとんどの担当教員が、筆記試験やレポートなどを総合的に勘案して評価している。成績の評価は優(80点以上)、良(70点以上)、可(60点以上)、不可(60点未満)をもって表し、可以上を合格としている。各授業科目の履修時間数のうち、講義では3分の2以上、実習では5分の4以上の出席がなければ試験及び評価を受けることができないとしており、出席状況の厳密な把握を必要とする。

救急救命学科講義概要(シラバス)は、科目担当者に作成を依頼し、教務委員会が纏めている。評価の方法と評価基準は、各科目の救急救命学科講義概要(シラバス)に明記され、周知されている。シラバスに必要な項目(授業の目的、到達目標、授業内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)、必要事項を記載し、学生が主体的に目的を持って学習に取り組めるよう明文化している。これらは入学時のオリエンテーション、ガイダンス、学年開始前後の学生との面談、授業開始時間、ガイダンスで具体的に指導し周知徹底を図っている。

学科の教育課程は、専任教員においては文部科学省の教員審査に合格した教員を配置し、兼任・兼任教員に関しては、教員の資格・業績を基にした教員配置となっている。科目ごとに、教員の資格・業績を確認し、それに基づいた教員を配置し、適正

に教育指導できる体制を整えている。

また、カリキュラムポリシーに基づいて、より充実した科目編成や講義内容・教員配置の見直しに毎年度取り組んでいる。その際、救急救命学に関する創造力・総合力・問題解決能力をもつ学生像を明確にし、各科目の到達目標を再設定することで全ての教員がベクトルを揃え、「救急救命」のスペシャリスト育成を核として改善を行ってきている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-3の現状＞

生活福祉学科介護福祉専攻の教育課程は、学位授与の方針に対応しており、短期大学設置基準、社会福祉士及び介護福祉士法に基づき所要の単位を取得することを明確にしている。物理的に取得可能な範囲で幅広い科目を設置し、必修科目と選択科目のバランスを保ちながら、基礎科目の上に3領域を主軸とし多岐にわたる専門科目が修得できるよう設定している。

豊かな人間性を身につけるための教養教育として、基礎科目には、「人間と社会」に関する科目を配置し、専門科目には、介護の基本をはじめとする科目群として「介護」、人体や障害の理解に関連する科目として「こころとからだのしくみ」等を開講しておりいずれも学習成果に対応した分かりやすい授業科目を編成している。

学生が余裕を持ってのびのびと教育課程に取り組めるように、総合的にカリキュラムの見直しを検討していくとともに、ホスピタリティ精神に基づいた人間性豊かな介護福祉士養成を行っていく。

生活福祉学科食育福祉専攻の教育課程は体系的に編成されており、豊かな人間性を身につけるための教養教育として、基礎科目には、介護福祉専攻同様に「人間と社会」に関する科目を配置し、専門分野にとどまらない幅広い知識と教養の習得を図っている。「人間と社会」はさらに「人間の理解」「社会の理解」「豊かな生活」及び「外国語」の枠組みで編成されている。「人間の尊厳と自立」をはじめ20科目を開講しており、いずれも学習成果に対応した分かりやすい授業科目を編成している。

専門科目の食育分野に関しては、調理師の基本となる知識及び技能が系統的に習得できるよう各授業を内容ごとに分けて配置し、体系化を図っている。講義形式の授業では、健康の保持・増進、食品衛生の管理、食文化の継承を担う調理師としての自覚を養い、実習形式の授業では、調理師としての基本的な態度を身につけるとともに、調理技術の習得にあたって実習内容の充実を図っている。

福祉分野に関しては、「介護の基本」「こころとからだのしくみの理解」「介護技術」

等、生活福祉学科介護福祉専攻の専任教員が担当し、介護福祉の基本的な知識と技術を習得できる授業科目を編成している。

教養教育の効果については定期試験、校外実習、さらには毎年度末に開催している料理作品展などを通じて測定・評価してきた。今後は、別科 調理師養成・1年課程においてこれらについてのより適切な測定・評価方法を模索していく。

救急救命学科の教養教育課程は、ホスピタリティー精神を基盤に、幅広い教養と総合的に豊かな人間性を育み、社会福祉・社会保障に関する知識を身につけるよう教養教育課程が編成されている。幅広い教養を身につけるための学びとして、基礎科目群「豊かな生活」に関しては「情報処理」「経済学」などが配置されている。また、「外国語」に関しては「英語」「フランス語」などが配置されている。多様な価値観を持つ豊かな人間性を身につけるための学びとして、基礎科目群「人間の理解」に関する科目を配置し、対話による深い人間関係を構築する能力が育まれるように図っている。社会福祉・社会保障制度の理解のために、基礎科目群「社会の理解」に関する科目を配置し、「社会福祉と社会保障」「地域福祉論」をはじめ、救急救命士として必要な社会保障に関する知識を習得できるように整えている。このような基礎科目群は26科目開講しており、学生の教養教育のための体制が確立している。

教養教育と専門教育との関連においては、基礎科目群で学修した人間の理解、社会の理解に関連する科目群は、専門科目「救急搬送論」「救急救命シミュレーションⅠ～Ⅳ」において、実際に必要となる知識・技術であることを教員が示し、さらなる応用を修得させるように教育している。

また、救命・救助実習棟に救急救命実習室1室を備えたほか、2階建て模擬半壊家屋を設置している。この2階建て模擬半壊家屋を用いて、都市型災害捜索救助(USAR:Urban Search And Rescue)並びに「瓦礫の下医療(CSM:Confined Space Medicine)」の基礎技術を教授することを目的としている。本訓練施設は通年利用できる屋内型訓練施設として全国でも希少であり、平成29年度は第1回北日本学生救急救命技術選手権大会の会場として活用され、学生も貴重な見学の機会を得た。さらに、救急車カットモデル1台に加え、走行可能な救急用自動車2台を保有している。また、救護用ヘリコプターの実機を敷地内に設置し、救急車とドクターヘリの連携訓練が可能である。救護用ヘリコプターの実機を保有する民間救急救命士養成施設は本学のみである。このようなより質の高い救急救命士養成に向けて整えた教育資源を有効活用し、学生は実際の救急救命の現場に近い環境で学習している。

教養教育の効果としては定期試験、臨床実習、救急用自動車同乗実習などを通じて測定・評価している。特に実習での評価に重点を置き、ホスピタリティー精神に基づいた患者・傷病者への対応ができるようになったか総合的に評価している。これらの評価を常に教員がフィードバックし、より深い教養教育がなされるように、担当教員との連携を図っている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

生活福祉学科介護福祉専攻では、卒業後即戦力となる人材育成を目的として、専門科目に加えて「社会福祉主事任用資格」「レクリエーション・インストラクター」「介護食士3級」「AHA-BLSヘルスケアプロバイダー（アメリカ心臓協会医療従事者向け一次救命処置）」の資格取得の機会を設けている。これらの資格はいずれも超高齢社会における介護事業展開にあたって必要とされる資格であり、受講者は就職に有利な条件とすべく、取得に向けて意欲的に取り組んでいる。

就職ガイダンスは、入学時からの意識付けを行うために数回にわたり開いている。1年次生に対する指導では、助言教員による学生個々の進路に対する意識調査を通して、家庭と学校の協力体制の重要性を喚起している。さらに、1年次の教育内容でコミュニケーション関連の科目で、しばしば行う自己表現や自己分析ワークを通して就職活動の土台づくりを行っている。1年次後期からは、ハローワークの協力で就職支援セミナーを開催し、ハローワークにより模擬面接、履歴書の書き方・自身のアピールの仕方等指導を受ける講座を企画している。また、学生には、具体的な就職先希望調査を行うとともに、北東北3県の福祉人材バンクに登録し、地元の情報が直接本人に伝わるようにしている。そして、1年次から担当している助言教員は、2年次も引き続き積極的に関わり就職への動機付け・志望先の情報提供・クラス担任との情報交換・履歴書の校正や送付等に係るアドバイス・面接練習・結果分析等多岐にわたる進路支援を行っている。

本専攻の学生が就職を希望する地域は、大半が学生自身の出身地であるが、毎年数名が大都市圏へ就職している。近年の求人状況は、以前より早まっており県内施設からの求人票は6月に次いで11月に集中して届き、長期実習や学園行事等による過密なカリキュラムが続くため12月以降に就職活動を行う傾向にある。

さらに、国家試験受験を控えていることで、受験後の手応えを得てから就職活動を行う学生もいる。多様な就職活動のあり方ではあるが、3月中には100%の就職率となっている。

職業教育の評価については、「介護実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」での実習先からの評価、および就職先の施設等からの卒業生の活動評価を得て、適切に教育内容の見直しを行っている。実習先、就職先との継続した連絡・協力体制が確立しているため、このようなフィードバックによる教育効果の測定・評価が可能となっている。

生活福祉学科食育福祉専攻では、調理を実務としてホテルやレストランにて経験してきた専任教員が調理技術を職業教育として教え、加えて食育福祉専攻教員を中

心として、生活福祉学科全教員と連携をはかりながら学生の状況把握を行い、学生を支援してきた。本年度は調理実習に関しては、西洋料理担当 1 名の専任教員と現場で活躍されている外部講師の他、指導資格を持つ 1 名の助手が指導にあたり、食文化やフードビジネス論などの講義については 2 名の専任教員が受け持っている。さらに面接のロールプレイなどの就職を意識した実践的教育を行った。

本専攻の就職活動は大都会と異なり 2 年次の 11 月から始まり翌年 1 月がピークとなる。県内では本人の希望する施設、レストランなどが少なく限られている。最終的に 2 月末には 100%の就職率になっているが、昨年度からより早くから、より条件のよい就職に向け意識向上を図ってきた。本年度においては学生数が少なくなったこともあるが、早くからの就職を決めた学生が刺激となった。

職業教育の評価については、校外実習での実習先からの評価、および就職先の飲食店や給食施設等からの卒業生の活動評価を得て、適切に教育内容の見直しを行っている。実習先、就職先との継続した連絡・協力体制が確立しているため、このようなフィードバックによる教育効果の測定・評価が可能となっている。

救急救命学科の職業教育の教育課程は、短期大学設置基準、学校教育法、消防法に基づき、救急業務に関わる所要の単位を取得することを明確に示している。救急救命士として活動する現場で必要となる知識と専門性が習得できるよう「救急医学概論」「救急症候・病態生理学」「疾病救急医学」「外傷学」などを配置し、実際の救急活動現場経験が豊富な教員が指導している。さらに、全学年を通じて「救急救命シミュレーション」を配置し、救急活動の実際を段階的に且つ実践的に学べるような体制を整えている。設備、装備などは現実の救急活動の現場で使用されているものを使用し、救急救命士資格を持った教員が実際と同じ現場を再現して、学生に臨場感のある実技指導を行っている。

職業教育の評価については、「救急用自動車同乗実習」での実習先からの評価、および就職先の消防署からの卒業生の活動評価を得て、適切に教育内容の見直しを行っている。実習先、就職先との継続した連絡・協力体制が確立しているため、このようなフィードバックによる教育効果の測定・評価が可能となっている。また、3 年間の課程で、学生が予習・復習に余裕を持って職業教育課程に取り組めるように、定期的にカリキュラム編成の見直しを行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO 選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。

- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

[生活福祉学科介護福祉専攻]

生活福祉学科介護福祉専攻では、入学者受入れの方針について、学生募集要項、ホームページに明確に示している。学習成果に対応して、ホスピタリティー精神を基盤に、「介護」について積極的に学習する姿勢を求める内容となっており、高等学校進路指導担当主事懇談会、オープンキャンパス、各種の進学説明会等でも周知を図っている。

また、本専攻の入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。具体的には、国語力、自己表現力とコミュニケーション能力、自主学習に取り組む姿勢、心身の健康への関心をあげている。

入学者の選抜においては、入学者受入れの方針が受験者の学習への積極性を求めるものであることに対応して、学科試験のみではなく志望者の個性や学習に対する意欲、将来に対する目的意識などを総合的に判定する AO 入試をはじめ、一般推薦入試や一般入試、社会人入試でも面接試験を導入し、入学者受入れの方針の理解が確かなものであるかどうか把握に努めている。また、学生募集要項には授業料、その他入学に必要な経費を明示し、受験の問い合わせなどに対しても適切に対応している。

「三つのポリシーの策定にあたっての個別留意事項」を基に改正を図り入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を下記内容にて改正した。

<生活福祉学科 介護福祉専攻>

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

1. 求める学生像

本専攻は、「介護」のスペシャリストを目指して積極的に学習する姿勢を持つ学生を求めます。また、「福祉」に関する専門的な知識と技術を身につけようとするに関心を持ち、豊かな人間性を身につけて、社会に貢献しようとする意欲のある学生を求めます。

2. 入学までに身につけておいてほしいこと

- ① 論理的な思考にかかわる国語力
- ② 人とのかかわりの基礎となる自己表現力とコミュニケーション能力
- ③ 「介護福祉」分野の事柄について自主学習に取り組む姿勢
- ④ 心身の健康に関心を持ち、生命の尊厳を大切にできる姿勢

[生活福祉学科食育福祉専攻]

入学希望者の低減を理由として平成 29 年度より本学においては短期大学部での食育福祉専攻の募集を停止し、29 年 11 月の文科省認可を待って「別科 調理師養成・1 年課程」に移行し募集活動を開始した。

本専攻および別科における入学者受入れの方針は、ともに入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。具体的には、自己表現力とコミュニケーション能力、心身の健康への関心、食生活を大切にできる姿勢をあげている。

入学者の選抜においては、入学者受入れの方針が受験者の学習への積極性を求めるものであることに対応して、志望者の個性や将来に対する目的意識などを総合的に判定する AO 入試をはじめ、一般推薦入試や一般入試、社会人入試でも面接試験を導入している。学生募集要項には授業料、その他入学に必要な経費を明示し、受験の問い合わせなどに対しても適切に対応している。入学者受入れの方針の理解が確かなものであるかどうか把握に努めていく。

<別科 調理師養成・1 年課程>

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

1. 求める学生像

食に対する興味・関心が深く、「食育・調理」のスペシャリストを目指して積極的に学習する姿勢を持つ学生を求めます。

2. 入学までに身につけておいてほしいこと

- ① 人とのかかわりの基礎となる自己表現力とコミュニケーション能力。
- ② 心身の健康に関心を持ち、食生活を大切にできる姿勢。

[救急救命学科]

平成 26 年 4 月にわが国の短期大学第一号となる救急救命学科が新設され、一期生 33 名が入学した。平成 27 年 4 月には、二期生 37 名が入学し、平成 29 年 4 月に四期生 34 名が入学した。既設の生活福祉学科介護福祉専攻・食育福祉専攻と同様に、

入学者受入れの方針については、学生募集要項、ホームページに掲載し、明確に示している。学習成果に対応して、ホスピタリティー精神を基盤に、救急救命・救助のスペシャリストを目指し、積極的に学習する姿勢を求める内容となっており、高等学校進路指導担当者対象の高等学校進路指導担当主事懇談会、オープンキャンパス、各種の進学説明会等でも周知を図っている。

また、本学科の入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。具体的には、国語力、自己表現とコミュニケーション能力、数学・生物の基礎学力をあげている。

入学者選抜の方法については、入学者受入れの方針が受験者の学習への積極性を求めるものであることに対応して、学科試験のみではなく、推薦入試や一般入試でも面接試験を導入し、受験者の入学者受入れの方針の理解が確かなものであるかどうか把握に努めている。また、受験の機会を拡げるため、平成27年度入試より大学入試センター試験利用入学試験を導入しているが、ここでも本学独自の個別試験として面接を課し、調査書の内容も総合し選抜している。

学生募集要項には授業料、その他入学に必要な経費を明示し、受験の問い合わせなどに対しても適切に対応している。

「三つのポリシーの策定にあたっての個別留意事項」を基に改正を図り入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を下記内容にて改正した。

<救急救命学科>

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

1. 求める学生像

本学科は、「救急救命」のスペシャリストを目指し、人命救助に必要な知識と技術を積極的に学修する学生、及び幅広い教養と医療技術者・公安職としての専門的な知識技能を身につけ、人間性豊かで地域社会に貢献しようとする意欲ある学生を求めます。

2. 入学までに身につけておいてほしいこと

- ・文章力、論理的な思考にかかわる国語力
- ・人とのかかわりの基礎となる自己表現とコミュニケーション能力
- ・思考力にかかわる数学の基礎学力
- ・生体の構造や機能といった医学を理解するために必要な生物の基礎学力

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

生活福祉学科介護福祉専攻では、建学の精神であるホスピタリティー精神を基盤に、地域社会の要請に応じて幅広く貢献できる介護福祉士としての知識・技術・人間性を身につけることを学習成果として掲げている。

介護のスペシャリストとしての学習成果の達成を保証する教育課程が設定され、平成 28 年度入学生からは介護福祉士国家試験受験資格と社会福祉主事任用資格が取得できる。本専攻の 2 年間の教育課程及び各資格取得に向けての取り組みによって得られる学習成果は、将来専門職として介護現場で実践することにより地域社会に還元され、地域包括ケアの向上に寄与するものとなることから、本専攻の教育課程の学習成果は具体性があり、かつ実地的な価値があるといえる。またこれらの学習成果は 2 年間の在学期間で獲得可能である。

学習成果は評価観点が見記されているため、各科目においても、筆記試験、実技試験、レポート課題等といった査定の結果によって測定できる。そして「就職先アンケート」調査の評価として「責任感・誠実さ」「協調性・協力的態度」「明るさ・笑顔」及び「介護の基本的技術」についてはおおむね好評であり、学習成果は量的・質的に測定可能である。

生活福祉学科食育福祉専攻の学習成果については、次のような手法で向上・充実が図られており、その学習成果には具体性がある。

学習成果の把握、測定方法、可視化はますます重要になっている。学生の学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みに関しては、学業成績、進路状況、学外実習での評価、学生による授業評価、学生生活満足度調査、資格取得状況、並びに専攻教員が審査する技術考査の結果から測定されている。

本専攻の授業形態は「講義」「演習」及び「実習」など多様な形態で展開している。それぞれの授業が卒業までに期待される学習成果との関連性が適正であるかを検証するために、定期試験のほか、演習、実習についての実技を中心に評価試験を実施している。その結果によって学生個々の進捗状況を確認し、個別指導を実施し、学習成果の標準化を図っている。よって学習成果は一定期間内で獲得可能である。

本専攻では毎年度末に、市内繁華街にある会場で料理作品展を 1・2 年次生合同で開催している。日本料理部門、西洋料理部門、中国料理部門のいずれかを選択し、メニュー作成から調理まで行い、展示や会場案内なども学生が主体となって運営する。ここでは、1 年次、2 年次それぞれの学習成果が表現され、その成果は調理技術の評価に加えている。現 2 年生は 1 年次にすでにここでの評価を体験してきている。

また、地産地消、食の安心・安全を学ぶため青森県青森市浪岡に本社を置くかねさ

味噌製造会社を見学し、郷土の食材や学生を取り巻く食環境と食育についての理解を深めている。さらに、2年次において公益社団法人全国調理師養成施設協会の全教科の技術考査を実施して、学んできた知識・技術を確実なものとし、将来は専門調理師を目指すよう指導している。

また学習成果の向上・充実の方策として、教員は授業評価アンケートを基に、授業内容・方法について検討し授業改善へ繋げている。さらに関連する科目や内容について、担当する教員で教授内容・方法について連携・協力している。

救急救命学科は、建学の精神に基づき、ホスピタリティー精神を基盤に豊かな人間性を兼ね備え、地域に貢献できる質の高い救急救命のスペシャリスト育成に努めている。これを受け、学習成果としては、「学位授与の方針（修了認定の方針）」に示された4つの能力であると位置づけ、各教育課程を通してこれらの能力を習得することが学習上の目標であると示している。

学習成果は、各学期末において、各科目の授業の到達目標に対しての成績評価として測定し獲得している。学期ごとに実施される筆記試験、実技試験、レポート課題等によって、学生は自身の学習到達度を成績評価によって獲得し、教員による成績フィードバックを加えて、学習の進展状況を自己評価させ、さらなる学力向上を促している。また、各種公務員試験・国家試験の模擬試験を多数回実施し、実際の試験への対応力を基準とした学習成果も測定している。最終的な救急救命士国家試験の合格率も全国平均と並べて公表している。これらの方法によって、救急救命学科の学習成果は具体性があり、かつ客観的に測定可能である。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

GPA分布は次年度からの運用が教授会で決定されている。単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率は学生募集にて有効に活用されている。学生の業績の集積（ポートフォリオ）やルーブリック分布などは今後の課題となっている。

前述したように学生アンケートは自己評価時において有効に活用されている。また在籍率、卒業率、就職率は同様に各年度の自己点検時において前年対比において重要な指標となっており、その結果は本学のホームページにおいて公表されている。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

本学ではこれまで、在学生の施設実習先に卒業生が就職しているケースにおいて、実習担当教員が巡回指導を行う際に、その実習状況等を把握することによって在学中における教育の効果の確認に努めてきた。これに併せて、日々変化する地域社会の情勢及びニーズに即応し、真に地域社会から求められる人材を輩出するためのキャリアサポートについてさらに強固な体制を築くことを目指し、平成26年度から、卒業生の状況を把握し、より有為な学生を社会に送り出すことを目的として「就職先アンケート」を実施している。

本学創設の翌年度（平成15年度）より今日までの卒業生が勤務する就職先（福祉施設・一般企業等）に向けて、以下の方法及び質問項目によりアンケートへの回答を依頼した。

平成26年9月下旬から10月上旬にかけて、郵送により総数122箇所に対しアンケート用紙を配布し、記入後、返送を依頼した。このうち75箇所（回収率61.5%）より回答を得ることができた。質問項目は、卒業生の就労状況と就職先の求人状況に係る量・質の両面を把握できるように、プライバシーの保護にも留意し設定した。

結果として、次に挙げる2点について総合的に高い評価が得られた。

- ・特徴-1「上司の指示をよく理解し、同僚とも協力的である」
 - 2「礼儀正しく基本的な生活習慣が身についている」
- 他方、次に挙げる点についてはやや低い評価にとどまった。
- 3「創意工夫を心がけ積極的である」

以上を踏まえた上での、本学学生の採用に際しての総合的な質問及び自由記述による問いに対し、80%近くの就職先が「本学の卒業生を採用してよかった」と評価していることが明らかとなった。しかし、一方では「倫理観を持った人の育成を希望する」という意見や、「問題意識を持って業務に当たる新人が少ない。利用者の小さな変化や何らかの疑問を感じたらアクションをおこせる人材が欲しい」といった要望も見受けられた。

以上のことから、今後のキャリアサポート体制構築にあたって、アンケート調査の結果を慎重に分析した上で、卒業生に対する就職先の評価等の把握に努める等、そのあり方を模索していく。

上記アンケートにより、就職先が「採用に際して重視していること」について、「意欲・熱意」「性格・人柄」、「礼儀・マナー」を特に重要視していることが明らかになったとともに、専門職業人としての姿勢について要望を知ることもできた。本学の

学習成果の一端をみることができたことを踏まえ、今後も、各学科における学習成果と、アンケート等による地域社会や就職先の実情についての結果を照合及び検証等をこれまで以上に行い、学習成果の向上に結び付けるよう努力や改善の必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

大学教育におけるグローバル人材の育成が期待される昨今、各学科の卒業認定・学位授与の方針における国際的通用性については今後の検討課題といえる。また、教育課程においては、教養教育と専門教育との関連を明確にする必要があり、その観点からもカリキュラムマップ、カリキュラムツリーの整備は急務であると認識している。本学の建学の精神であるホスピタリティー精神が身につけているかどうか等、客観的指標を設定することが難しい学習成果をどのように評価していくかについても、学科ごとに引き続き検討を重ねていく。

職業教育の効果測定および評価については、これまでも各学科で工夫しながら実施してきているが、前述したカリキュラムマップ、カリキュラムツリーの整備にあたって職業への接続については充分留意していきたい。また、職業教育の効果測定をより明確にするシステムの構築も必要と考える。

入学者選抜に関しては、アドミッション・オフィスの整備が急務である。また、高大接続の観点から、高等学校関係者の意見も聴取して入学者受入れの方針の見直しをすること、および定期的な点検が必要である。

学修成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みに関して、学生の業績の集積（ポートフォリオ）やルーブリック分布などを活用することは今後の大きな課題となっている。

生活福祉学科卒業生が勤務している就職先の観点、意見、要望等については前述のアンケート調査において明らかになったが、卒業生個々人の働き方（就業時間、役割遂行等）や精神的側面（人間関係、待遇に対する満足度等）といった質的な観点についての調査は不足していると言わざるを得ない。例えば、在学生の学外実習に際して、卒業生が実習担当として配置されていた場合、巡回指導時の実習担当教員が任意に現況を聞き取ることはあったが、その観点からの分析はされていなかった。今後は「就職先アンケート」に併せて、卒業生の就業にあたっての支えとなれるような母校としての適切なアプローチ方法やその機能等について、継続的に検討する必要がある。

またこれにより、地域社会が期待する「介護福祉士」「救急救命士」「調理師」像を明らかにするとともに、本学の「教育目的」「教育目標」に着実に反映させていく必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

① 各種資格取得について

本学では、学位授与する教育課程とは別に、生活福祉学科介護福祉専攻では、「介護食士3級」「レクリエーション・インストラクター」「AHA・BLS ヘルスケアプロバ

イダー（医療従事者向け一次救命処置）」「普通救命講習Ⅰ受講証」を、生活福祉学科食育福祉専攻では、「介護食士3級」「食育インストラクター」「コーヒードバイザー『バリスタ』」「普通救命講習Ⅰ受講証」等、各種資格取得の機会を設けている。救急救命学科では、「普通救命講習Ⅰ受講証」「AHA-BLSヘルスケアプロバイダー（医療従事者向け一次救命処置）受講証」「日本赤十字社水難救助受講証」「JPTEC（日本病院前外傷評価・治療）資格」「MCLS（多数傷病者への標準医療対応）資格」等、各種資格取得を促進している。

「介護食士3級」は、公益社団法人全国調理職業訓練協会が認定している資格である。本学では食育福祉専攻の全学生と介護福祉専攻の学生のうち希望者が2年次に講座を受講し、資格を取得できる機会を設けている。講座を希望する学生は多く、教育課程の学習と相まって、介護を必要とする方のより良い食生活を実現するために必要な高度な知識と技術を身につける機会となっている。

「レクリエーション・インストラクター」は、公益社団法人日本レクリエーション協会が認定している資格である。国民各年齢層にわたる健やかな生活の充実の実現を目指すものであり、介護等の業務の中でレクリエーションを通じ、福祉サービス利用者への尊厳あるケアの実現、自立支援の援助を行っている。

「食育インストラクター」は公益社団法人全国調理師養成施設協会が実施する認定試験で資格を取得できる。コーヒードバイザー「バリスタ」は、あおもりコーヒーツライセンス委員会が実施している資格取得試験に合格することで取得できる。コーヒークルチャーを広く普及することはもちろんであるが、生活を楽しみ豊かな人生に寄与する資格である。

「AHA-BLSヘルスケアプロバイダー（医療従事者向け一次救命処置）」は、アメリカ心臓協会日本支部のコースを受講し、資格取得（2年次）ができる。「普通救命講習Ⅰ」は、本学の有資格教員と弘前消防本部の指導員の指導を受けることで修了証が取得できる。これにより介護等の現場で起こりうる事態に冷静に対処できる人材として卒業することとなる。このような救急救命に関わる講習の開催や資格取得を推進している介護福祉士養成施設は、全国でも数少ないと認識している。

「普通救命講習Ⅰ」は、一般市民向けの講習であり、質の高い病院前救護活動を実践する基礎となるが、救急救命学科においては1年次後期に修了証を取得させ、さらに上級の資格取得意欲を促進している。

「AHA-BLSヘルスケアプロバイダー（医療従事者向け一次救命処置）」は、「普通救命講習Ⅰ」の上位資格であり、アメリカ心臓協会日本支部のコースを受講し資格取得を取得することを促進している。

「JPTEC（日本病院前外傷評価・治療）資格」は、外傷を受けた傷病者に対する標準的な評価及び治療に関する対応ができることを目標としている。本来、救急救命士として消防等に勤務してから取得するものであるが、救急救命学科の授業科目である「救急救命シミュレーションⅠ・Ⅱ」がJPTECに準拠しているため、3年次前期に資格取得を促進している。

「MCLS（多数傷病者への標準医療対応）資格」は、災害等で多数の傷病者が発生した場合に適切な対応ができることを目標としている。救急救命学科の授業科目で

ある「救急救命シミュレーションⅣ」が MCLS に準拠しているため、3 年次後期に資格取得を促進している。

本学で取得できる資格一覧表

学科・専攻	各種資格
生活福祉学科 介護福祉専攻	<ul style="list-style-type: none"> ■ 介護食士 3 級 ■ レクリエーション・インストラクター ■ AHA-BLS ヘルスケアプロバイダー（アメリカ心臓協会医療従事者向け一次救命処置）資格 ■ 普通救命講習Ⅰ受講証
生活福祉学科 食育福祉専攻	<ul style="list-style-type: none"> ■ 介護食士 3 級 ■ 食育インストラクター ■ コーヒーアドバイザー「バリスタ」 ■ 普通救命講習Ⅰ受講証
救急救命学科	<ul style="list-style-type: none"> ■ 普通救命講習Ⅰ受講証 ■ AHA-BLS ヘルスケアプロバイダー（アメリカ心臓協会医療従事者向け一次救命処置）資格 ■ JPTEC（日本病院前外傷評価・治療）資格 ■ MCLS（多数傷病者への標準医療対応）資格

② 学園行事について

学生支援のなかの一つである体育大会・学園祭は、本学園の伝統行事である。学園全体で実施されるこれらは、学生相互の融和と一体感の醸成には欠かせない行事である。学生の実行委員会が主体となり企画運営にあたり、学科・専攻の学生委員会の教員と学生課の職員が連携しサポートにあたる体制を組織し現在に至っている。

本学園の特質とし学外での実習が多くあるため、継続して学生の自治活動を維持するには教職員のサポートは不可欠な要素であり、常に学生と共に歩む姿勢を堅持している。

体育大会は、入学後間もない 5 月に実施され、全学園の学科・専攻・学年毎にチームを編成し、バレーボール・バスケットボール等できるだけ多くの学生が参加できるように構成されている。体育大会に備えてチーム毎に練習時間を割り振りし、課外で練習できるようにしている。運営は学生の実行委員が主体で、事故対応の救護班には保健管理室員があたる他、救急救命学科の救急救命研究会が学習を高めるために自主的に協力する等、全教職員が何らかの形で学生とともに参加し、応援する一日としている。終了後は種目別及び総合優勝等の顕彰が行われ、これにより次年度の大会への意欲を表明する学生が多く見られる。また、実行委員の学生も、次年度も継続して運営を申し出るものが多い。

学園祭は、校外実習期間の少ない 10 月に計画されている。行事を企画立案する実行委員会は新年度早々より活動を開始する。学生は行事实現に向け意見の集約や企

画の実現に向け教職員のサポートを受け行事の成功に向け活動している。

授業時間等の制約から、事前準備は学園祭前日の金曜日の1日（全授業を休講）とし、土曜日を学園祭の開催日としている。本学園は、多様な学科・専攻があり、それにより多くの企画を提供することで地域社会から好評を得ている。特に、本学の食育福祉専攻のスイーツの販売、レストラン等には行列ができ、来場者の求めに十分に応じられない状態が継続している。学園祭への来場者は、近年横ばい状態となっているが、古くからの地域住民の方々には本学の存在が浸透している。また、企画・運営・後片付けにいたるまでの一連の作業を経験したことは、卒業後の就職先で役立っているという話を、来校した卒業生から聞く機会があり、学生にとって貴重な行事のひとつとなっていることがわかる。

③ 新規イベント・行事・学外活動・地域活動等について

平成26年4月の救急救命学科の開設以来、具体的な学生支援のあり方を模索してきた。従来の学園行事、学科行事を見据えながら、平成30年度は、さらに次のような新規のイベントや学外活動・地域活動などに、学生は積極的に参加した。その実施概要をまとめたものである。

1. 1年生学科行事 10km行進訓練について

平成30年6月8日（金）の15:00から18:00まで、集団で隊列を乱すことなく行進することで、体力の向上と協働・協調性の精神を育むことを目的に、本学から平川市岩館の河川敷までの往復10kmの行進を実施したものである。

5年目を迎えた本訓練により、学生は4月に入学して2ヶ月を経ただけにも関わらず、チームや班の仲間と連携し、持久力や協調性の重要性を学びながら、全員無事にその活動を終えることができた。次年度に向けての課題として、県外出身の学生が弘前市の魅力を知ること、そして弘前市の地理に精通するという観点から、経路や内容に工夫を加える必要が求められる。

2. 青森県消防学校初任科教育見学について

平成30年7月25日（水）、消防職を志す者としての自覚とその職責を理解させるため、消防学校初任科教育の実際を見学させることにより、公務員や公安職として勤務する者の責任や使命を習得させることを目的に実施したものである。

本学の救急救命学科1年生36名が、青森県消防学校初任科教育見学した。

本見学会により、学生は将来の自身のあるべき姿を、再確認しただけではなく、日常の自身の生活習慣や学習環境の至らなさを痛感しているようであった。目標を再確認させる極めて貴重な経験になったものとする。また、本学科卒業生が新人消防職員として教育を受けている姿を間近で見る効果は絶大であり、毎年度継続しなければならないものと思慮される。

3. 青森県ドクターヘリとの合同訓練について

平成30年8月25日（土）の14:00から15:00まで、青森県ドクターヘリとの合

同訓練を実施した。本訓練の目的は、学生が実際のドクターヘリ、医療機関及び消防機関との合同訓練活動を実施・見学することで、救急医療に関する多職種の協働・連携を理解すること、また、救急救命士になるために必要な知識・技術を実際の訓練を通して習得すること、併せて、地域貢献活動の一環として地域住民に訓練を公開し、青森県の救急医療体制をアピールすることで安心安全の街づくりの一助となることである。

本学の救急救命学科 1 年生 36 名、2 年生 30 名、3 年生 44 名の計 110 名が実施訓練に積極的に参加した。なお、地域市民の皆さんの関心も高く、一般来場者は約 500 名の多数であった。

本訓練を実施したことにより、各機関の緊密な連携なくしては、重度傷病者の救命を成し遂げることができないことを、学生は訓練とはいえ実感することができた。また、地域住民や来場した高校生等にも救急医療体制の広報啓発にも繋げることができた。

4. 第 3 回弘前医療福祉大学短期大学部外傷セミナー（JPTEC コース）開催について

平成 30 年 11 月 5 日（月）と 7 日（水）の両日、9：00 から 18：00 まで、病院前における外傷の観察・処置の方法を学び、将来、救急救命士として外傷病者の救命率と早期社会復帰に寄与することを目的に、本学を会場に開催した。（なお、JPTEC コースは日本救急医学会公認の標準化された病院前外傷教育プログラムであり、救急隊員であれば誰もが受講するコースである）

本学科の最高学年である 3 学年 43 名が 2 班に分かれて受講した（5 日が 22 名、6 日が 23 名）。指導者は青森県内に勤務する現役の医師、看護師、救急救命士が指導に当たった。受講者全員が筆記試験及び実技試験に合格し、JPTEC プロバイダーとして認定された。

5. 第 2 回北日本学生救急救命技術選手権大会について

平成 30 年 11 月 24 日（土）の 11：00 から 17：00 まで、福島県郡山市の国際医療福祉看護大学校を会場に実施したものである。

北日本地域で救急救命士を志す学生たちが一同に会し、競技を通じてそれぞれの知識・技術を高め合いながら、交流を深めることを目的とした、北日本では 2 回目の大会であった。

昨年、初開催であり主管校として運営も担った。今回は福島県に場所を移しての開催となった。学生は昨年の悔しさをバネにして訓練に励み、周囲の学生も積極的に日夜訓練の協力や、練習時間の確保に協力しているようであった。

3 年生 3 名および 2 年生 3 名の計 6 名の選手学生は、定期的に練習の成果を救急救命シミュレーションの時間を利用して展示発表を行っていた。展示する学生、見学する学生ともに、互いに大きな刺激を受けており、救急救命士の資格を取ることができ、本学のアピールもつながるよい機会であった。

その全国大会が平成 30 年 12 月 15 日（日）の 9：00 から 16：00 まで、東京の国

士館大学多摩キャンパスを会場に開催された。全国 4 地区の選手権を勝ち抜いた優勝校・準優勝校が一同に会し、競技を通じてそれぞれの知識技術を高めあい、交流を深めることを目的としたこの大会に、本学の前記の 6 名の選手が、勇躍挑戦したのである。全国 4 地区の選手権を勝ち抜いてきた、強豪 8 大学によって熱い戦いが繰り広げられたのである。

そもそもこの全国大会は 5 年に一度しか開催されない大会ゆえに、今回、この大会に出場できたことは、学生にとってはまことに貴重な経験であったのである。初出場ながらよく健闘し、総合第 4 位、ステージ別の外因性では第 1 位という輝かしい成績を収めることができた。さらにスペシャルステージの国家試験問題を解く競技では総合第 3 位、個人戦では 1 位と 3 位に入り、本学の名を全国に轟かすことになった。

6. 大学コンソーシアム学都ひろさき平成 30 年度学生地域活動支援事業成果発表会について

平成 30 年 9 月 19 日(水)の 13:00 から 17:00 まで、弘前市の「ヒロロ」を会場に、救急救命研究会の活動状況の発信と、学生が自ら学ぶだけではなく、地域の人たちを指導することや伝えることの大切さと難しさを学び、さらには救急救命士が果たすべき社会的役割を習得することを目的に実施したものである。

本学の救急救命研究会所属学生、1 年から 3 年までの 25 名が積極的に参加した。

学生が自らの課題に気付き、そしてそれをどう自分たちが改善できるのかを考え、企画や運営を自ら行った。今回は市内の養護教諭を対象とした救命講習会を実施した。教育施設内での突然の事故は決して少なくはない。残念ながら年間 40 名の生徒・学生が命を落としている。そのような緊急事態に真っ先に対応するのが養護教諭である。その養護教諭が持つ課題を考え、講習会の開催に至ったことは学生の大きな自信となったばかりではなく、将来、果たすべき救急救命士の役割についても考える機会となった。

なお、上に述べた「高、評価」とは、本学のチームと弘前大学のチームが参加し、その研究成果を競ったところ、本学科チームが、その「学生力」を遺憾なく発揮し、弘前市の地域課題や地域活性化に大きく貢献したことに鑑みて、その功労を称えられて、最優秀賞を受賞するという荣誉に輝いた、ということである。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。

- ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
- ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

- (1) 教員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

本学では、シラバスに示した成績評価基準により、各期末に実施される筆記試験やレポートなどの結果を総合し、学習成果の獲得状況を評価している。基準Ⅱ-A-2で述べたように、成績の評価は優（80点以上）、良（70点以上）、可（60点以上）、不可（60点未満）をもって表し、可以上を合格としている。教員は、教務委員会から示される成績一覧表、あるいは学生のさまざまな報告会や発表会などによって、学習成果の獲得状況を適切に把握している。不合格科目のあった学生には、担当教員の補講等の後に再試験を実施し、ほとんどの学生が合格点に達しており、学習成果の獲得が確実になされている。

前期開講の半期科目については前期末に、後期開講の半期科目と前期からの通年開講科目については後期末に、自己点検委員会が授業評価アンケートを実施しており、教員は、学生による授業評価を定期的に受けている。このアンケート調査は、専

任教員・非常勤講師の区別なく全授業科目について実施している。

教員は担当するすべての授業について、学生による授業評価の結果を真摯に受け止め、自らの授業改善のために活用している。特に、自由記述欄に記載された内容はより具体的であるため、授業改善に向け有効に活用されている。

専任教員は、授業担当者間で具体的な意見交換を行っている。専任教員と非常勤講師間では、授業時間や学内業務などから不定期ではあるが、複数回の打ち合わせをするなど協力・調整を図っている。専任教員は、教育目的・目標を把握・評価し非常勤講師との連携も積極的に行っている。

本学での授業改善のための運営は、FD委員会が担っており、授業教育方法改善のためFD研修会を実施している。平成30年度後期のFD委員会では、介護福祉士養成課程カリキュラムが新カリキュラムとなることも踏まえ、シラバス作成に関する研修会を開催した。短期大学部全教員及び介護福祉専攻非常勤講師が参加した。

教員は、担任・副担任、助言・チューターとして、教務部教務課、学生部学生課、教務委員会、学生委員会と連携し、学生に対して履修及び卒業に至る指導や支援ができています。

(2) 事務職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

本学では学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学生に直接的に関わり支援を行う部署として教務部・学生部を設けている。

毎年、前期・後期の2回にわたって実施される授業評価アンケートの結果は、自己点検・評価報告書とともに全教員と教務部・学生部職員がいつでも閲覧することができる体制を整えている。教務部・学生部職員は教授会をはじめ、教務委員会、学生委員会その他多くの委員会に出席しているため、本学の教育活動についても把握できる環境にある。

教務部は期末試験の成績表を保護者に送付し学習成果を認識するとともに教育目的・目標の達成状況を把握する。上述の教授会や各委員会への出席をはじめ、各教員の授業で課されるレポートの取りまとめ、学習効果を向上させるための教育機材の準備、パソコン利用の調整など、正課及び課外活動へ積極的に支援を行っており、本学の学習成果に大いに貢献している。また学生の履修に関しても入学時に実施するオリエンテーション及びガイダンスで学生便覧、講義概要（シラバス）に加え、「弘前医療福祉大学短期大学部スタートアップガイド」を用いて丁寧にわかりやすく説明している。また、教務部は学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

学生部は、奨学金・生活相談・学生生活居住の問題・通学時の交通事故・落とし物・忘れ物・課外活動・行事・学生寮等、学生生活支援に関わる全ての事柄について取り扱っている。学生が中心になって行われる行事に「体育大会」「学園祭」がある。それぞれ実行委員会が作られ、各クラスからの代表者によって運営されているが、学生部はその指導にあたっている。

平成26年度からは、SDに関する規程を制定したことに伴い、事務職員は「本学及び併設大学の各学科・専攻における現状と課題」と題した講義を受講し、より充実した学生支援を目指している。

(3) 教職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

図書館では、司書と補助職員の 2 名で、さまざまな広報活動を通じて図書館の利便性を向上させるために職務を遂行している。現在、図書館には専門科目に関連する参考図書は年次ごとに拡充されており、検索システムもパソコンを利用して学生が必要な情報を瞬時に得られるようにしている。さらに、国立情報学研究所目録所在情報サービス NACSIS 接続システム (BT - CATP) の利用による文献所在地の検索も可能である。図書館の年間開館総日数は平日 233 日、土曜日 28 日、合計 261 日としている。平日の開館時間は 18:30 まで、土曜日は 13:00 としているが、試験期間等には開館時間の延長を考慮する必要がある。その他、学生の文献複写の利便性を考えコピー機を設置、視聴覚資料の活用のための機器やグループ学習室も整備し、利便性の向上に努めている。

パソコン、学内 LAN が整備されており、パソコンが設置されている教室としては PC 教室があり、教員用パソコンを 1 台、学生用パソコンを 42 台、学生用モニターを 21 台、レーザープリンターを 4 台設置している。PC 教室は、主に「情報処理」の授業に使用されており、学生の能力を踏まえて現代社会が求めるニーズに対応できるような授業を展開している。授業に使用されていない時間は、学生が自己学習等できるよう、要望に応じて開放するなど便宜を図り、コンピュータの利用促進に努めている。「情報処理」以外の授業においても、PC 教室はインターネットを活用した授業に利用されている。

PC 教室の他に学生用パソコンは、共用棟 3F 第 2 コミュニケーション室に 5 台、図書館に 8 台、教務部と学生部に 2 台（奨学金及び学習課題検索用）設置されている。図書館に設置されているパソコンは図書館の開館時間に応じて利用できる。学生はレポート作成や、必要な情報をインターネットで検索するなどパソコンの利用頻度は非常に高い。

また、多くの教員が各教室に授業用に準備している PC 機器を持ち込んでプレゼンテーションソフトを活用した授業を実施している。その他学生指導・生活指導・学務関係・事務連絡等、日々コンピュータを活用して業務を行っている。

教職員は 1 人 1 台以上のパソコンを保有し、日々の授業や研究活動、業務の効率的な遂行に活用している。さらに学内外での連絡事項のやりとりや学生とのコミュニケーションツールとしても重要な役割をもっている。

教職員のコンピュータの利用が活発になるに従い、教職員間での情報リテラシーに差が生じているため、今後は教職員全体としての啓蒙活動や個人レベルでの知識・技術の向上が期待される。

救急救命学科においては、救命・救助実習棟に救急救命実習室 1 室を備えたほか、2 階建て模擬半壊家屋を設置した。この 2 階建て模擬半壊家屋を用いて、都市型災害捜索救助 (USAR: Urban Search And Rescue) の訓練が実施できる。具体的には、「瓦礫の下救助 (CSR: Confined Space Rescue)」並びに「瓦礫の下医療 (CSM: Confined Space Medicine)」の基礎技術を教授することを目的としている。本訓練

施設は通年利用できる屋内型訓練施設として全国でも希少であり、平成 26 年度は約 550 名の現役消防救助隊が訓練に活用し、学生も貴重な見学の機会を得た。さらに、救急車カットモデル 1 台に加え、走行可能な救急用自動車 2 台を保有している。また、救護用ヘリコプターの実機を敷地内に設置し、救急車とドクターヘリの連携活動を訓練できるようにした。救護用ヘリコプターの実機を保有する民間救急救命士養成施設は本学のみである。このような学習環境の整備により、学生は実際の救急救命の現場に近い環境で学習している。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

生活福祉学科では、早期に確定した入学予定者（AO 入学試験・推薦入学試験）に対し、入学前教育として課題への取り組み及び学校行事等への参加を呼びかけている。介護福祉専攻では、平成 27 年度から内容を一新し、入学までの期間に「夢ノート」を活用している。これは、本学への入学までの学習の空白期間を補い計画的に学習可能な問題を課し、大学入学への意欲の継続と向上を図るために導入している。これらの課題は、定期的に来学することで大学の雰囲気にも馴染んでもらい、大学での学習内容（例えば模擬授業への参加など）に触れてもらう機会となっている。この入学前教育を通して、学習姿勢の維持増進と教員とのコミュニケーション、入学前からの学生間交流にも効果的に作用している。

学生の科目履修に関しては、入学時のガイダンスにおいて教務部教務課が中心となり、当該年度に開講する全科目の「生活福祉学科講義概要（シラバス）」を配布し科目履修の適正化を促している。この「講義概要（シラバス）」により大学が定める必修科目は全てが必須であること、選択科目を決める場合はその履修の必要性と選択方法を説明するとともに適宜それぞれの授業内容や評価方法等を確認することにより、積極的に授業に臨むことができるよう配慮している。ガイダンスは入学時の他、1年次9月、2年次4月・9月の計4回にわたり実施されており、学習方法や科目履修に関する説明を行い、質疑応答の場を設け、学生が適切に科目履修できるようにしている。

学生個別の履修上の相談については、教務部やクラス担任教員、助言教員があたるようにしている。本学科では、開学時より学年ごとに担任・副担任をおき、出席状況の確認や事務連絡等を受け持っており、「助言教員制度」とあわせて学生の生活を支援する体制を整えている。クラス担任と副担任はクラス全体を、助言教員は、専任教員がそれぞれ5名程度の学生を2年間にわたって受け持ち、学生の状況について共有しながら、学習に関する相談をはじめ学生生活を送る上での悩みや疑問、健康問題、就職活動などの相談に対していつでも応じる体制をとっている。各教員は、研究室前にオフィスアワーの案内を表示し学生対応を行っている。学生全員にオフィスアワーの活用について説明をしているため、科目担当教員や課外活動での担当教員であったりと、各々の要件に合わせて対応できている。

1年次生に対しては、入学時に「生活福祉学科講義概要（シラバス）」の他、「学生便覧」や「弘前医療福祉大学短期大学部スタートアップガイド」を配布し、ガイダンスの中で、履修案内や学則等について説明している。

介護福祉専攻では、平成28年度入学生から国家試験受験となることを機に、1年次後期末から2年次に渡って模擬試験を5回実施している。この試験において、学力不振な学生については教員の個別指導を行っている。また、これまで実施してきた卒業時共通試験は「学力評価試験」と名称が変更され、その結果を国家試験受験対応時の参考としている。

救急救命学科の入学手続き者に対しては、本学ウェブサイトおよび学科フェイスブックを紹介し、学生生活についての情報提供を適宜行っている。学習面に関しては、推薦入学試験並びに一般入学試験Ⅰ期に合格した入学予定者に対し、入学前教育を12月から3月末まで実施している。各年度の入学生の学習状況や動向を把握したうえで、本学科の教育目標を補完し得る課題を検討し、実施している。入学までの学習空白期間を補う課題のあり方等を含め、専任教員が指導し得る課題・本学科への動機を補強する課題であるべきだとの考えを持って課題を課している。卒業はできたが、国家試験不合格の事態を避けるためには日常の継続的学習習慣の確立と基礎学力の構築が必要とされる。そのために、出題する課題は自己学習成果が確認できるものを提供しており、学生の学習成果を見極め毎年度の方向付けを図っている。

本学科では、入学式後に説明会を実施し、保護者に対しても学科の教育目的・目標、学習、学生生活、進路の展望、学生支援体制等の概要を説明している。入学者に

対してのオリエンテーションは、入学式後から実施し、入学時に「救急救命学科講義概要(シラバス)」「学生便覧」「弘前医療福祉大学短期大学部スタートアップガイド」を配付し、各種資格取得に向けた適切な科目選択のためのガイダンス等を行っている。学生の科目履修に関しては、教務部教務課が中心となり、定期的にガイダンスを実施している。入学時のガイダンスにおいては、当該年度に開講する全科目の「救急救命学科講義概要(シラバス)」を配布し科目履修の適正化を促している。この「講義概要(シラバス)」により選択科目を決めるとともに、適宜それぞれの授業内容や評価方法等を確認することにより、余裕を持って積極的に授業に臨むことができるよう配慮されており、学習の動機付けに寄与している。

ガイダンスは入学時の他、1年次9月、2年次4月、2年次9月、3年次4月、3年次9月の計6回にわたり設定している。学習方法や科目履修に関する説明をし、質疑応答を受け学生が長期の視点に立った科目履修ができるようにしている。学習成果の獲得に向けて、学生便覧を発行し、学習上の疑問・質問に担当教員が個別に対応するオフィスアワーがある旨を学生に広く告知している。また、学内から閲覧可能な救急救命学科独自の学習支援のためのウェブサイトを立ち上げ、救急活動の学習上必要な資料や実践動画を閲覧可能としている。

基礎学力が不足する学生に対しては、講義時間以外の補講、休み時間などでの質問受け付けタイム、自習用課題の配布などを実施し、学生の学力向上のための具体的対策を行っている。特に学力が不足している学生に対しては、担当科目の教員に依頼し、研究室での1対1の個別指導を行うこともある。学習上の困難を抱える学生に対して、クラス担任制とチューター制度の二重のサポートで学習上の悩み及び初歩的なつまづきに教員一丸となって対処している。必要に応じて、学科会議において学生情報の交換をし、各教員が足並みをそろえた学生指導を行えるよう努めている。

また、学習進度が速い学生や特に優秀な学生に対しては、補講の免除、より難易度の高い問題集や教科書の紹介、講義時間外での特別な個別指導、該当分野の専門教員への質問の仲介など、より深い学びに答える体制を整えている。

学習支援方策の一環としての各教員の「オフィスアワー」は、チューター担当の学生はもちろんのこと学生全員を対象に開いており、有効に活用されている。また、学年ごとにクラス担任教員をおき、出席状況の確認や事務連絡等を受け持っており、チューター制度とあわせて学生の学習を支援するうえで相乗効果がある。クラス担任やチューターから寄せられた学生の質的・量的学習状況のデータを毎月の学科会議、各期末の成績判定会議において共有し、個別の学生に対しての学習支援方策を常に点検し見直している。学生個別の履修上の相談については教務部窓口やクラス担任教員、チューターがあたるようにしている。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備して

- いる。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
 - (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
 - (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
 - (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
 - (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
 - (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
 - (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
 - (9) 留学生在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
 - (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
 - (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
 - (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
 - (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生生活支援のための組織として学生委員会と学生部を組織している。学生委員会と学生部は、専任教員及び学生部職員から構成されている。この学生委員会と学生部では奨学金・生活相談・学生生活居住の問題・通学時の交通事故・落とし物・忘れ物・課外活動・行事・キャンパスアメニティ・学生寮等、学生生活支援に関わる全ての事柄について取り扱っている。

社会人入学生については、モチベーションが高いことから学業に積極的に取り組み、遅刻や欠席もほとんどみられず、成績も安定している。また年齢が高いことから、クラスのまとめ役となり、統率力を発揮することが多い。社会人入学生に対しても、先に述べた助言教員制度、クラス担任及びチューター制度により、一般の学生と区別することなく複数の教員が相談役となり、学習の支援等を行っている。

障がい者への支援体制については、1階と2階への移動は、階段に設置されている昇降機を使用し、また、スロープ、手すりを設置している。トイレは洋式トイレを1～3台併設し、その照明や水道はセンサー付きで対応している。毎年行われる学園祭には学生の実習先などの福祉施設より車いすの利用者が何組か訪れるが、この環境のもとで学生の介助により各展示場を回り、体育館での催し物や学生との交流を楽しんでいる。

学生が主体的に参画する活動を支援するために本学では次のように行っている。課外活動は本学の特徴から、併設されている大学と一緒に活動をしている。しかし、長期の実習やボランティア活動も盛んなため、本学学生は大学の学生ほど入部して

いる学生は多くない。

学生課の支援や指導を受けながら学生が中心になって行われる行事に「体育大会」「学園祭」がある。それぞれ実行委員会が作られ、各クラスからの代表者によって運営されている。

体育大会は毎年5月に行われ、種目を4種目設定しクラス対抗としているため、大会前日まで何度も練習をしている。練習することで、クラスのコミュニケーションが図られ、それぞれお互いを知るきっかけにもなっている。新入生、在學生、教職員との親睦を図る良い機会でもある。平成30年度は、体育大会を継続的に実施したいという学生の要望から、平成29年度の体育大会実行委員が中心となって、教員に相談しながら学生が主体となり体育大会が開催された。学生たちは良い経験ができたといえる。

学園祭は毎年10月に行われ準備期間も含め2日間実施している。各専攻・学科の特色を生かし、体験コーナー・展示コーナーを設けている。例えば介護福祉専攻では、高齢者疑似体験コーナー・嚥下食体験コーナーなど、食育福祉専攻では日頃の調理実習で培った腕前を披露するレストランの運営、救急救命学科ではUSAR訓練棟における救急救命の体験等である。以上の2つの行事は学生主体で実施されるが、その運営には教職員で構成される学生委員会と学生部が指導にあたっている。実行委員会にて委員長、各担当者、責任者を決定し、そこにアドバイザーとして教職員が加わっている。

念願であった学生食堂は3年前に開業し、救急救命学科学生が学習する共用棟にあり、多くの学生・教職員が利用している。ただ、同敷地内にあるものの、営業時間が限られていること、学生食堂から離れた教室で学習する学生にとっては、遠いという声もあり今後検討が必要である。

本学は、入学者のために学生寮を備えている。入寮希望及び1人暮らし希望の住居等のいずれの場合にも丁寧な情報提供に努めている。通学に関しては、JRをはじめ各種公共交通機関についての料金・時刻表を早期に提示している。

学生支援の柱となる経済的な修学支援は、学外奨学金と本学独自の奨学金制度を設けている。学外奨学金制度には日本学生支援機構奨学金制度、介護福祉士等修学資金貸付制度、一般社団法人生命保険協会「介護福祉士養成奨学金制度」、各市町村が行っている奨学金制度がある。また、成績優秀な学生には、「在學生特別奨学金制度2011」により、1年次後期、2年次前・後期に各学期の授業料の2分1を給付している。これは、学業成績と品行を評価基準としている。

学生の健康面については、毎年入学時の一般的な健康診断と胸部X線撮影、在學生の健康診断を実施している。保健管理室員が中心となり、健診日には全学の教員も協力している。保健管理室には常時、専任の室員がおり、不在時には各学科専攻の保健管理室員が補充し学生の健康管理を行っている。また、学生相談室は、学生の要望がある場合にカウンセラー（大学教員）が対応している。教職員の心身の健康管理については衛生委員会が機能している。

以上のように、学生生活全般に渡って教職員一丸となって対応しており、快適な学生生活を支援している。毎年、学生にアンケート調査を実施し、その結果を学生生

活に反映するように努力している。

平成 29 年度から、留学生受け入れについての検討を始めた所である。日本語教育はじめ生活や学習に関する多くの課題についての情報収集や検討など、今後も継続していく。長期履修生受け入れについても今後の課題となっている。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

本学においては、学生のキャリア教育及び就職関連の総合的な支援や学生の社会的自立を促すことを目的に進路委員会を設置している。進路委員会は、委員長と副委員長に生活福祉学科介護福祉専攻の専任教員と食育福祉専攻の専任教員をそれぞれ充てて組織している。委員会の庶務は、学生部就職支援室において処理している。本学の特徴である助言・チューター教員制度を活用して進路支援を行っている。

進路委員会では、年間の進路指導計画を立案し、学生を全面的にサポートし、様々な取り組みを行っている。平成 23 年度からは新たに就職支援室を設置し、学生課職員が中心となって管理を行い、求人票やパンフレット等を自由に見ることができるスペースを確保し、落ち着いた空間で、施設、事業所、企業等からの求人内容を閲覧できるようにしている。企業等の検索ができるパソコンや、必要な情報をすぐに印刷できるようにコピー機を設置し、将来を見据えた学生が自分の進路を考える場として活用している。就職支援室の開館時間は、平日は午前 9 時～午後 5 時と土曜日は午前 9 時～午後 12 時としている。

学生の就職希望先や内定の有無については、学生部就職支援室で把握し、就職状況一覧表を作成している。基準Ⅱ-A-4 で示したとおり、平成 26 年度から、卒業生の状況を把握し、より有為な学生を社会に送り出すことを目的として「就職先アンケート」を実施している。その結果を進路委員会で分析し、卒業時の就職状況とともに教授会に提示し、教職員全員が学生一人一人の就職状況を分析・検討し、多様な意見交換や情報交換を行っている。

本学では、海外留学はないが、看護師・社会福祉士国家資格取得のため大学などへの進学がある。介護福祉専攻の卒業生の進路は、地元志向が強く地域に根差して活躍中であるが、この数年、県外への就職希望があり貴重な存在として就業している卒業生もいる。

平成 29 年度からは、2 年過程介護福祉士養成校においても介護福祉士国家試験

が実施されるようになり、過密なカリキュラムのなか国家試験対策として、学内模擬試験、業者模擬試験をはじめ課外学習等を強化している。

全体の進路指導時に就職結果と合わせて学生にも紹介している。

救急救命学科の卒業生の進路は、各地の消防本部が主力である。このため、公務員採用試験対策として、学科内の教員3名で公務員試験対策委員会を組織し、週に1コマ「公務員試験対策講座」を行っている。これは、青森県内の消防本部の採用試験（筆記試験）の内容に基づき、講義形式ですすめている。随時小テストを行い学生自身に実力を確認させている。また、消防の採用試験には「体力測定」もあるため、自主トレーニングを促進するとともに、体育館はもとより屋外運動場が利用できる環境を整えている。また「救命・救助実習棟」には、バーベル、クライミングウォールなどの体育教材を設置し、体力練成に取り組みやすいように教材を配備した。

救急救命士国家試験対策としては、救急救命士国家試験出題基準に準拠した教科書を用いて授業を展開するとともに、定期的に国家試験模擬テストを行い、学生自身に実力を確認させている。このため、国家試験対策委員会を設置し、4名の教員を配置している。また、進路委員である教員1名を配置し、進路支援体制を整えている。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

事務職員は、学科・専攻の教員と連携して授業等の出席状況や卒業単位の取得状況、各種資格取得状況取りまとめ等の学習成果獲得に向けて、教員を支援し、また場合によっては学生に直接指導することにより責任を果たしている。学生はその指導等を真摯に受け止め学習成果の獲得に努めている。しかし、学業不振、進路不適格と思われる学生も中には存在し、進路変更を余儀なくされる学生が少数ではあるが見受けられる。教員と一体となり、日々の出席状況以外に学生の動向等の把握を含め情報を共有し、学生の自己実現の目的に向けた取り組みを推進していく。

介護福祉専攻では、介護福祉士国家試験が開始されることで、学生に学習の振り返りの重要性が認識され始めている。そして、継続的に学習することの必要性や国家資格を有することで介護の質向上につながることで、介護福祉士が社会で必要不可欠な存在であり、その果たす役割に責任と自信を持つように支援することが目標である。近年の傾向として、合理的配慮を必要とする学生が存在することで、より丁寧に理解しやすい支援が求められている現状に対処できる取り組みが必要とされてきている。一方、学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援についても今後検討していきたい。

介護人材の不足を背景に、海外からの留学生を受け入れることについては本学の中期計画の中にも盛り込まれており、その具体化が今後の大きな課題である。

救急救命学科では、学生個々の学力及び体力の差は大きいですが、全員が希望する事業所の採用試験に合格できるよう、現在の公務員採用試験対策を継続する。また、「救急救命士の資格をもった消防職員になりたい」というモチベーションを維持できるように、チューター制度を活用して個別指導を丁寧に実施する。本学科は第一期

生が平成 29 年 3 月、第二期生が平成 30 年 3 月に卒業している段階だが、それでも第一期生と第二期生の国家試験の合格率には大きな差が見られるのが実情であることから、さらに各学年の学力状況をしっかり把握しながら、学生全員が希望する事業所の採用試験と救急救命士国家試験に合格することを目標として支援する。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

特になし

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

各学科の教育課程については、次年度、カリキュラムマップ、カリキュラムツリーの整備を行っていく予定である。また、本学の建学の精神であるホスピタリティー精神や、社会で汎用的に役立つ力が身についているか等、客観的指標を設定することが難しい学習成果については、外部の標準化されたテスト（ジェネリック・スキル・テスト）を導入して可視化を試み、教育課程の改善につなげていく。

各学科の 3 つの方針については現状と照らし合わせながら、引き続き点検および見直しをしていく。

教育環境の充実・強化について、「学生生活満足度調査 2015」の結果を受け、PC 教室のパソコンの不具合の見直し・修理をすべて行い終了した。また、空調設備が整っていない調理実習室の整備も早急に行わなければならない。長年の懸案事項になっている設備充実の 1 つであるので、是非取り組みたい。2015 年度実施の学生生活満足度調査の結果からも、大学の施設設備に関する要望があり、すべてを改善することは困難であるが、2016 年には駐輪場の拡充ができた。その結果、2016・2017 年度は、学科専攻毎に所定の場所への駐輪が可能となった。

また、年々奨学金を利用する学生が増えてきている。本学としては、学生の生活状況を把握し親身になって相談にのり、入学から卒業までをしっかりとサポートしていかなければならない。

学生の要望は多岐に渡り、学生たちの声を教職員全体で受け止め、真摯な心で対応することから始めなければならない。貴重な調査結果を生かすには、表面的対応ではなく、テーマごとに学内の委員会が中心となり、今後の方針を策定し、計画的に実行する態度の表明から開始されると考える。学生の意見をしっかりと受け止め今後とも継続して、学生目線に立ち、要望・課題に取り組んでいく。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学では、学則に基づき学長、教授、准教授、助教、講師、助手からなる教員組織を編制している。

生活福祉学科介護福祉専攻では、学校教育法、短期大学設置基準、社会福祉士及び介護福祉士法、介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針等に定められている必要な教員数を充足している。また、学科・専攻の教育課程編成・実施の方針に基づき、専任教員と非常勤教員を配置している。

専任教員の職位は、それぞれの学位、教育実績、研究実績その他の経歴等、短期大学設置基準を満たしている。専任教員の教育研究活動については、専攻の教育課程編成並びに実施の方針に基づいて実施され効果を上げており、それぞれの研究成果等を本学の研究紀要に発表しているほか、ホームページ上でも公開している。

非常勤教員の採用については学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。本専攻には補助教員は配置していない。

教員の採用、昇任は、就業規則、教員選考規程及び教員選考基準に基づいて実施している。

生活福祉学科食育福祉専攻では、学校教育法、短期大学設置基準、調理師法施行規則及び調理師養成施設指導要領に定められている必要な教員数を充足している。また、学科・専攻の教育課程編成・実施の方針に基づき、専任教員と非常勤教員を配置している。この他、本専攻では調理実習に専任の助手を配置し、調理の作業行程が滞

りなく進行することで、学生が効率よく技術を学ぶことができるよう配慮している。

専任教員の職位は、それぞれの学位、教育実績、研究実績その他の経歴等短期大学設置基準を満たしている。専任教員の教育研究活動については、専攻の教育課程編成並びに実施の方針に基づいて実施され効果を上げており、それぞれの研究成果等を本学の研究紀要に発表しているほか、ホームページ上でも公開している。

非常勤教員の採用については学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。特に調理実習については、和・洋・中・製菓・喫茶の専門ごとに現役で活躍する調理師を採用し、充実した実習内容を展開している。

教員の採用や昇任については、就業規則、教員選考規程及び教員選考基準に基づいて実施している。

救急救命学科では、専任教員は学生定員数およびカリキュラム編成に基づき適切に配置している。また、学科・専攻の教育課程編成・実施の方針に基づき、専任教員と非常勤教員を配置している。

専任教員の職位は、それぞれの学位、教育実績、研究実績その他の経歴等短期大学設置基準の規定を充足しているほか、教員の採用や昇任は、就業規則、教員選考規程及び教員選考基準に基づいて実施している。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2の現状>

専任教員は、それぞれの所属する学会において活動を行い、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に成果をあげている。各教員の研究活動の状況については、本学のホームページに公開しており、年度毎にそれぞれの新たな研究業績を更新する

ように努めている。平成 28 年度科学研究費補助金応募は 2 件（基盤研究（B）若手研究（B））申請したが、採択とはならなかったが、大学教員と本学教員との共同研究が学長指定の学内共同研究に指定されるなど、専任教員の研究成果は学会や地域の研究会等において発表され、本学の紀要にも掲載された。

また、専任教員の研究活動に関する規程としては、競争的資金の経理事務の適正化について、「弘前医療福祉大学・弘前医療福祉大学短期大学部科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）経理事務取扱要領」「弘前医療福祉大学・弘前医療福祉大学短期大学部科学研究費補助金経理事務取扱要領」を制定しており、管理・運営体制を整備している。

また、「弘前医療福祉大学・弘前医療福祉大学短期大学部における研究活動の不正行為防止に関する基本方針」「弘前医療福祉大学・弘前医療福祉大学短期大学部における研究者行動規範」及び「弘前医療福祉大学・弘前医療福祉大学短期大学部における研究活動の不正行為への対応に関する規程」「紀要編集委員会規程」「研究倫理委員会規程」などを整備している。

本学では、紀要編集委員会が組織されており、規程に基づいて研究の成果を発表する機会が確保されている。掲載されている論文等の内容としては、各学科・専攻の教員の研究業績はもとより、大学保健学部看護学科教員との共同研究の成果のほか、「公開講座」の実施報告が収められている。

講師以上の専任教員には、研究室が個別に用意されている。各研究室の総面積は約 20 m²あり、全室に LAN 回線及び空調設備が配置されている。なお、助教と助手の席は共同研究室に置かれ、授業準備や学生に対する指示・指導あるいは研究活動に関する情報交換等が速やかに行うことができる環境が整備されている。

専任教員の研究・研修等を行う時間数については、学校法人弘前城東学園就業規則に基づき、勤務時間について 1 週間を平均して 40 時間と定めているほか、申請すれば研修日が与えられており、勤務状況により研修日が確保できない場合には、夏季・冬季の長期休業期間に取得できるよう配慮されている。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は整備されていないが、学長が必要と認める場合は出席させるよう配慮している。

FD 活動に関しては、「FD 委員会規程」に基づいて、授業の改善に生かすべく、毎年度学生に対して授業評価のアンケート調査を実施（前後期、計 2 回）しており、その結果については各授業担当の教員に伝えることにより、授業改善に役立てるとともに学生の学習成果の向上に努めている。

また、専任教員は、学内の関係部署として教務部・学生部と連携し、教育目的・目標の達成に向けての様々な支援や、時間割、履修および成績に関すること等について、綿密な計画と実践・見直し・調整を行い、学生の学習成果の獲得が向上するよう努めている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD 活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

- (1) 事務組織は、「学校法人弘前城東学園組織規程」において、法人事務局（総務企画課・財務企画課・管財企画課、情報システム企画課）、事務部（総務課・管財課）、広報室、教務部（教務課・入試課）、学生部（学生支援課・就職支援室）、総合図書館事務課をあわせて 6 部体制とする旨規定するとともに、事務分掌、職制及び職務内容を定めており、事務局長のもと、部課長の責任体制を明確にしている。
- (2) 事務職員は、学校教育法及び私立学校法はもとより、担当業務に関連する諸法規を把握して業務を遂行している。また、日本私立短期大学協会や私学事業団等の学外研修会等に積極的に参加し、専門性を高めており、事務処理遂行に必要な専門的知識を有している。
- (3) 事務処理に必要なパソコンを職員に 1 台配置、事務室にはプリンター等の情報機器・備品を整備し、学内ネットワークを通じて教職員が情報を共有でき、業務効率の向上を図るシステムを構築している。また、事務職員の専門的知識の習得及び能力開発のために、外部で実施される研修会・説明会にも、上司の積極的な勧めもあり参加できる環境は整っている。
- (4) 事務関係諸規程は、「弘前城東学園寄附行為」、「弘前城東学園組織規程」、「文書取扱規程」、「公印取扱規程」、「個人情報保護に関する規則」及び「公益通報等に関する規程」等が整備されている。
- (5) 事務室は法人事務局、事務部・広報室、教務部・学生部の 3 室であり、職員全員に専用パソコンを設置している。また、コピー機、印刷機等事務に必要な備品を整備している。
- (6) 防災対策としては、「危機管理規程」及び「防火管理規程」で明確にしており、「短期大学部棟」「大学棟 1」「大学棟 2」それぞれに防火監視盤を設置し、緊急時の対処も万全である。消防法に定められた消火器等の定期点検を行っており、参考資料「学校法人城東学園機構図」参照の非常口・避難経路の打ち合わせも随時行っている。

情報セキュリティ対策としては、「弘前城東学園個人情報の保護に関する規則」の管理に努めている。

(7) SD 研修は、上司からの日々の業務における指導（OJT）はもとより、学内での SD 研修及び学外で開催される以下の研修については可能な限り参加させており、当該指導・研修により職務の充実並びに教育研究活動等の支援を図っている。

また、主任以下の若手事務職員を対象とした講義及びワークショップ、学外研修等出席者を講師としたプレゼンテーションの場の提供など、以下に掲げるとおり、平成 29 年度は計 3 回の研修を行った。

平成 29 年度

- ①「法人運営の現状と対応」
- ②「短期大学部別科について」
- ③『若手事務職員が創る「中・長期計画（案）」について』

学外事務職員研修（参加分）

- ・平成 29 年度 Active Academy 研究会総会「第 5 回全体研修会」
- ・平成 29 年度（第 1 回）キャリア相談員養成研修
- ・青森県内大学共同 S D 研修会「地方創生と地方大学振興について」
- ・平成 29 年度日本学生支援機構奨学金適格認定・返還指導研修会
- ・平成 29 年度青森県留学生交流推進協議会「留学生事務担当者研修会」

理事長講話

- ・ 4 月 1 日（土）「弘前城東学園の現状」
- ・ 12 月 27 日（水）「大学・短期大学部に関する課題について」

外部講師による講演会

- ・ 7 月 15 日（土）「文学の力」
- ・ 12 月 16 日（土）「古代エジプト人の人間力の考え方と現代」

平成 30 年度実施の研修等は以下の通りである。

SD 研修

- ①「認証評価は今年度からどう変わるか ―自己点検評価と内部質保証―」
- ②「本学園の財政状況と補助金交付」
- ③「高等学校を知る」
- ④「新しいブランディング戦略とその方法」
- ⑤「若手事務職員が創る「中・長期計画（案）」について」

学外事務職員研修（参加分）

- ・平成30年度新入職員セミナー
- ・平成30年度 Active Academy 研究会総会「第7回全体研修会」
- ・平成30年度キャリア相談員養成研修会
- ・平成30年度日本学生支援機構奨学金採用・返還誓約書業務等研修会
- ・山形大学SD研修会

理事長講話

- ・4月2日（月）「弘前城東学園の現状」
- ・12月27日（木）「明るい学園づくり」「大学の新しい事業について」

学長講話

- ・4月2日（月）「新学長としての30年度基本方針説明」
- ・12月27日（木）「平成30年の実績報告と31年の展望について」

外部講師による講演会

- ・6月9日（土）「ヒトの手について考えてみよう」
- ・12月8日（土）「脳卒中について」

(8) 日常業務の見直しや事務処理の改善については、パソコン上の業務等スケジュールにより、課長以上の役職員が所属職員の業務を確認し、問題点があれば迅速に対処している。また、課長以上の事務職員が出席し、事務局長が統括している毎朝の事務連絡会で当日の理事長・学長のスケジュールや、各部・課の行事・事務職員の健康状況などについて報告を行い、日常業務の見直しや事務処理の改善に役立てている。

事務職員は勤務時間内での事務処理を目標に、書類作成の手順や決裁・回覧方法の見直し等業務の効率化に努めている。

(9) 事務職員は学習成果を向上させるために、各委員会に配置され、教員との連携を図っている。また、教授会には、課長以上及び所掌課の事務職員も陪席し情報の共有を図り、学習成果向上のため、関係部署との連携や教員との連携を密にしている。

事務職員（専任・兼任）の年齢構成は次のとおりである。

所 属	70歳代	60歳代	50歳代	40歳代	30歳代	20歳代	10歳代	計
法 人 事 務 局	2	1	1	0	0	0	0	4
事務部・広報室	0	2	1	3	2	2	1	11
教務部・学生部	0	0	2	3	3	1	0	9
図書館事務課	0	0	0	1	1	0	0	2
計	2	3	4	7	6	3	1	26

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

- (1) 教職員の就業に関する諸規程については、「学校法人弘前城東学園就業規則」、「学校法人弘前城東学園準専任就業規則」、「学校法人弘前城東学園パートタイム職員就業規則」、「学校法人弘前城東学園任免規程」、「学校法人弘前城東学園教職員定年規程」、「学校法人弘前城東学園教職員給与規程」、「学校法人弘前城東学園育児休業及び育児短時間勤務等に関する規程」及び「学校法人弘前城東学園介護休業及び介護短時間勤務等に関する規程」等を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程は、法人事務局、事務局、教務部・学生部及び総合図書館に備え付けており、必要に応じて閲覧できるようになっている。なお、新任教職員については辞令交付時にガイダンスを行い、特に就業規則の重点的な部分について説明し、周知している。
規程の改正にあたっては、その都度、メールにより改正内容を周知している。最近行われた改正は、教職員給与規程における期末手当支給要件の一部緩和並びに事務職員再雇用規程の一部改正である。
- (3) 教職員の就業に関しては、就業規則に教職員が遵守すべき事項を明確に定めており、その規程に基づき勤務を行っている。また、教授会や全体会議等において、法令等の遵守は当然のこと、各自が本学園の建学理念である「ホスピタリティー精神」を念頭に業務の遂行を促すなど、人事管理は適正に行われている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

専任教員の科学研究費補助金、外部研究費等の獲得については今後の大きな課題である。教員間で格差はあるものの、業務過多により研究、研修時間の確保が困難であることは否めないが、日々変化する社会の中で学問もまた日々進化しており、常に最先端の知識や情報を吸収して研鑽を積むことは、教育・研究者としての義務であり、本学の教育の質保証にも直結する。各教員の研究活動に対する意欲を喚起するためにも、研究業績による厳正かつ公明な昇進・昇給の査定システムを構築することが喫緊の課題である。

また、専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等について、学長が必要と認める場合は出席させるよう配慮しているが、グローバル社会の進展を背景に、本学においてもこれらに関する規程の整備が必要であると認識している。

FD活動に関しては、授業評価アンケートを実施し、その結果を各授業担当教員に伝え、授業改善に役立ててもらおうようにしているが、各教員の努力事項に終わって

いる感があるため、今後は具体的にどのような点を改善したかについての報告が必要である。

SD 活動に関しては、今後も計画的な SD を実施し、継続的に職員の能力開発を行う必要がある。学外の研修についても、事務部門ごとの課題解決には必要な研修であることから、積極的な参加が必要である。また、教職員合同での SD 研修を年に数回実施し、教職員に共通する課題について認識を共有するとともに、課題克服のため互いの知恵を出し合い、学生のためのより良い学園・大学・短期大学部を、創り上げていくことが必要である。

一層の教職協働を進め、学習成果を向上させるために、事務職員は各学科・専攻及び委員会とさらに連携を密にする必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学園のキャンパスには、弘前医療福祉大学と同短期大学部が併設されている。校地面積（運動場を含む）は平成 23 年 3 月に取得した 9,113.4 m²を加え、33,639.40

m²あり、設置基準上必要な面積（弘前医療福祉大学 4,800 m²、同短期大学部 3,050 m²）を大きく上回っている。

運動場は校舎から 100 メートルほど離れた場所に 5,309.00 m²の面積で保有しており、テニスコート 1 面、バスケット 1 ゴールを備えている。運動場以外に学生が日常的に運動できる場として、体育館（714 m²）を利用している。平成 26 年度はさらに、「大学棟 1」校舎正面の場所に 3,002.51 m²の運動場が完成しており、体育環境は充足している。

短期大学部棟は平成 13 年 9 月に建設され、大学棟 2 と続き棟となっている。短期大学部棟は校舎の基準面積を充足している。短期大学部棟の中から、1 階部分の言語聴覚訓練室、同検査室 2 室を大学に転用している。

平成 25 年度中にはさらに、「大学棟 1」校舎の隣接地に、救急救命学科の新設に伴い、4 階建ての新校舎（短大・大学共用棟）と救命・救助実習棟が完成した。共用棟は 1 階が会議室と事務室、2 階が学生食堂、3 階が講義室等、4 階が教員研究室となっている。

各棟の出入り口は、バリアフリー対応となっている。すべての階段には手すりを設置しており、大学棟 1 及び共用棟には、エレベーターをそれぞれ 1 基設置し、多目的トイレを設置している。短期大学部棟には、階段昇降機を設置している。

短期大学設置基準及び介護福祉士、調理師養成施設設置基準を充足する講義室、演習室を用意している。主な設備としては、大講義室 1、講義室 4、介護実習室 3、調理実習室 2、家政実習室 1 等であるが、その他に大学と共用している施設もある。また、救急救命士養成施設設置基準を充足する講義室、演習室を備えている。主な設備としては講義室 3、実習室 1、コミュニケーション室 1、自習室 1 である。救命・救助実習棟は全国でも珍しい USAR（都市型災害救助）訓練が可能な施設・器具を有している。

本学では通信教育課程を設置していない。

生活福祉学科では、厚生労働省所管の介護福祉士養成課程、調理師養成課程に必要とされる機器・備品を備えている。また、救急救命学科では厚生労働省所管の救急救命士学校養成所指定規則に必要とされる機器・備品を備えている。

情報機器を設置する PC 教室には教員用 1 台、学生用 42 台のパソコンを設置しており、情報機器の講義が行われている。パソコンは平成 26 年 4 月に全台数を OS の更新とともに新機種に更改している。また、学内無線 LAN の環境が整備されたことによって、レポート作成や予習・復習に必要な情報をインターネットで検索することが可能となった。

図書館は弘前医療福祉大学と共用の総合図書館（床面積 663 m²）として整備している。総合図書館は大学棟 1 の中にあり、1 階に新着雑誌・書籍、雑誌、視聴覚資料を、2 階に総記類や専門書を配架している。閲覧用として 100 座席を有し、グループ学習室は 2 室を設けている。また、大学ホームページに総合図書館のバナーを設け、新着図書等の情報提供を定期的実施している。図書館の開館は、日曜・祝祭日以外、月曜から金曜の平日と不定期の土曜となっている。開館時間は平日 9:00～18:30、土曜日は 9:00～13:00 である。平成 29 年度開館日数は、平日 235 日（通常

開館 228 日、休業期開館（9:00～16:00）7 日）、土曜日 15 日の計 250 日である。開館時間数は、平日 2,205 時間、土曜日 60 時間の計 2,265 時間である。学生の長期休業期間中の開館日数は夏季 9 日、冬季 6 日、春季 20 日であり、学生の利便性向上に対応している。現在、図書館職員は図書館長（兼任）1 名、図書館事務員 2 名（司書 1、事務職 1）である。

蔵書数は、和書 33,726 冊、洋書 2,617 冊の合計 36,343 冊(前期比 5%増)であり、雑誌は 228 種類（内国書 163、外国書 65）である。視聴覚教材ではビデオテープ 226 点、DVD254 点、CD26 点および CD-ROM13 点の合計 519 点を所蔵している。視聴覚機器所有台数は、ビデオデッキ 5 台、DVD プレーヤー 5 台で、開館中は、常時視聴可能としている。電子ジャーナルとしては、メディカルオンライン [国内]（1,273 誌閲覧可能）のほか外国雑誌 17 誌の閲覧に対応している。データベースは国内では医中誌 Web（同時アクセス 4）、最新看護 Web（同時アクセス 3）、国外は Cochrane Library を契約しており、各データベースは学内の PC から利用できるようになっている。卒業研究等のため、学生の利用頻度も高い。また、データベース等で検索した所蔵のない文献についても、他の図書館等から取り寄せができるシステムを整え、迅速に文献の提供ができるようになっている。

図書館情報システムは平成 25 年度末に全面更新し、館内の学生用パソコン 5 台も新機種に更改しており、学習支援を図っている。

図書館資料の収集・管理については、「弘前医療福祉大学図書館資料管理規定」に定めている。購入図書を選定については、定期的に図書委員会を開催し、図書及び視聴覚資料の選定を行っている。

館内には、参考図書、関連図書を整備している。学習支援のために、授業や実習に必要な専門図書や白書・統計などの参考資料も数多く整備している。また、図書や雑誌の所蔵情報をホームページの図書館サイト上で公開しており、利用促進を図っている。

学習環境としてのフリースペースの確保が課題として残っていたが、平成 26 年度に共用棟に 250 席の学生食堂を開設したことにより、昼食時間帯以外にはフリースペースとして開放されており、改善されている。

体育館は面積が 714 m²あり、適切な面積である。授業以外の体育館の使用については、学生課が課外活動等での使用日程の調整を図っており、円滑に使用されている。

以上のように学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて物的資源を整備活用している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。

- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2の現状>

固定資産の取得、管理及び廃棄については、「学校法人弘前城東学園 経理規程」「学校法人弘前城東学園 経理規程細則」「学校法人弘前城東学園 固定資産及び物品管理規程」に則り、適切に管理している。

施設設備については法人事務局管財企画課が管理担当者として「管財毎月点検簿」に基づき点検管理を行っており、不具合があれば起案書で申請し承認後、業者に依頼し修繕・交換をしている。

物品等についても管理担当者が備品台帳等を作成し、使用状況を管理している。

火災・地震対策、防犯対策については「学校法人弘前城東学園 危機管理規程」「学校法人弘前城東学園 防火管理規程」「学校法人弘前城東学園 情報セキュリティーポリシー」を設け、教職員及び学生等の安全確保を図っている。災害時の対応等、学生が注意すべき事項については学生便覧の学生生活留意事項に掲載し、災害発生時の対応について周知を図っている。

危機管理規程に基づいて危機管理委員会が対策のマニュアルを作成しており、災害等の発生時には、事象に合わせて迅速に対応できる体制を整えている。

消防訓練については、防火管理規程に基づき短期大学部・大学合同の防火管理委員会が「消防計画書」を作成し、短期大学部・大学合同の総合訓練（消火、通報、避難、誘導）として実施している。また、消防用設備は年1回点検を実施している。

毎日の夜間警備は、警備会社に委託しており、緊急時の連絡網も整備されている。

コンピュータシステムの保守管理は学内にて行っており、インターネットに関するセキュリティはウイルス対策ソフトを導入し、インターネットと学内LANのゲートウェイを委託会社に管理を依頼している。また、29年度には法人事務局情報システム企画課を新設し、学内情報システムの整備推進を図っているほか、コンピューターウイルス感染防止等のセキュリティに関連した情報の学内周知を図っている。

省エネルギー・省資源対策、そのほか地球環境保全の配慮が全学的になされている。省エネルギーに関しては、学内の全講義室・事務室等の冷暖房の温度を事務室にて集中管理し、無駄な消費を防ぎ節電に努めている。また、講義室等の照明やエレベーターの使用については、教員には、教授会で協力を依頼しており、また、学生には掲示板等にて周知している。自動ドアは原則停止しており、必要時のみ稼働している。

省資源対策として、紙資源の再利用に長年努めている。地域貢献室の学生部会によりプルタブ、ペットボトルキャップの回収を始め、環境問題に教職員、学生共に全学で取り組んでいる。28年度からは、行政当局のごみの減量やリサイクル率の向上施策に対応して、段ボールや古本等の資源再利用に努めている。

事務部管財課では「〈省エネ・省資源〉管財毎月点検簿」により、上記の取り組み状況について点検を行っており、向上維持に取り組んでいる。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

PC教室は大学と共用の一室であるが、現状のパソコン台数で特段問題なく利用されている。今後も、学生の使用状況や要望を確認し、学習環境の向上を図っていく。ただし、2020年1月には、Windows7のサポートが終了することから、入替については、授業等に支障がでないよう、計画的に実施しなければならない。

短期大学の図書購入については、救急救命学科の関連図書を今後も計画的に購入しなければならない。また、図書委員会の選定により引き続き、積極的に図書の充実を図る必要がある。

消防訓練は毎年実施しなければならないので、年度計画(学年暦)に組み込み、教職員、学生に周知している。

現在、コンピュータシステムの管理上特段の問題は発生していないが、インターネットに関するリスクは年々増大しており、リスク管理が重要な項目となっている。法人事務局情報システム企画課により、今後は一層事故等の未然防止策としての計画的な設備整備及び情報セキュリティの取扱基準策定を図る必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内LANを整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

各学科・専攻では、教育課程編成・実施の方針に基づき、技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。

学科・専攻の教育課程編成・実施の方針に基づいて、基礎科目の選択科目の中に「情報処理」を開設し、コンピュータ技術の向上を目指す学生を支援しているほか、授業時間外に PC 教室を開放して自由にコンピュータを操作できる環境を整備し、情報技術の向上に関するトレーニングの機会を提供している。

教員は、常に新しい情報技術などを活用して効果的な授業を行うことができる体制をとっているほか、各教室のプロジェクター、映像機器、また、学生の学習活動を支援するために必要な学内 LAN も整備されている。

学内の学習支援用 PC としては PC 教室に 43 台（学生用 42 台、教員用 1 台）、講義用 12 台、総合図書館 5 台、学生用として大学棟 2 の 2F 第 3 講義室 5 台、共用棟の 3F 第 2 コミュニケーション室 5 台設置している。

このようにハードウェア及びソフトウェア等の充実に努めているほか、予算編成時、教育活動に必要とされる機器、ソフト等の申請を受け、財務状況を勘案しながら計画的に技術的資源の充実に努めている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

情報リテラシーに関する授業はどの分野でも重要性が増している。授業と情報技術がマッチングすることでより高い学習効果が得られる。その意味で授業を行う場での情報機器の更なる充実が今後の課題といえる。

教員が新しい情報技術を活用して効果的な授業を行うことができる体制はかなり充実してきているが、教員間の情報リテラシーには格差があり、この観点から教員向けの情報技術向上に関するトレーニングの機会が望まれる。

また、近年一般的に普及している Wi-Fi 環境が未整備の校舎があることは改善しなければならない課題である。救急救命学科では、USAR 棟および実習室でのシミュレーションの講義において、各隊員、各班で必要に応じてその場に対応した動画を再生させて確認させたいとの強い要望がある。学習効果を高めるために、当該校舎での Wi-Fi 環境の整備は喫緊の課題であると認識している。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

- ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

[注意]

基準Ⅲ-D-1 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

短期大学の資金収支及び事業活動収支は、いずれも過去3年間にわたり支出超過となっている。事業活動収支の支出超過の要因は、生活福祉学科の介護福祉専攻・食育福祉専攻の入学者数が大幅に減少したことにより、収入が減少したためである。

法人全体の事業活動収支は過去3年間において、支出超過となっている。支出超過の要因は平成26年に開設した「救急救命学科」への設備投資が基本金組入額となったためである。

法人全体の貸借対照表は、平成29年度末の総資産は33億4千5百96万円となり、平成28年度比8千2百45万円の減少となった。資産の部は、流動資産が1,080万円減少、固定資産は建物等の減価償却があり7千1百64万円減少した。負債の部は借入金があるが、財政を圧迫することなく返済計画を立てていることから、前年度に比べ若干余裕資金は減少したものの、貸借対照表は健全に推移していると考えている。

短期大学の財政と法人全体の財政は、それぞれ財務分析を行っており、財政の関係性について、十分に把握している。

短期大学において、平成28年に救急救命学科が完成年次を迎えたことから、平成29年度に日本私立学校振興・共済事業団から私立大学等経常費補助金が交付され、収支のバランスは平成27年に比べ支出超過ではあるが改善傾向にある。

生活福祉学科においては志願者の減少が継続していることから、平成30年度をもって2年制の食育福祉専攻は廃止し、新たに「別科 調理師養成・1年課程」を設置した。さらに平成31年度からは1学科1専攻となることから生活福祉学科を「介護福祉学科」とし、受験生にわかりやすい学科名に変更することにより、受験者数の増に繋がるよう対策し、経営基盤の安定化を図る。

本学の存続を可能とする財政の維持については、定員未充足の年度が継続していることから厳しい状況である。現状では、可能な限り、教育研究に支障が出ないよう経費の削減に努めており、また、救急救命学科は定員を確保していることや大学部門ではほぼ定員を確保していることで、法人全体では基本金組入前当年度収支差額は収入超過であることで短期大学の存続は可能と判断している。

退職給与引当金は、毎期末の要支給額の100%を計上している。

資産運用については、「学校法人弘前城東学園資産運用規程」に基づき行っている。

資産運用は銀行預金を中心である。株式は保有しているが少額であり、今後リスクの伴う資産運用は計画していない。

法人全体の教育研究経費比率は、平成27年度以降27.97%、28.22%、30.02%と経常収入の20%を超えており、適正水準にある。これに対し、短期大学部は33.28%、30.50%、29.92%と法人と比較しても差がなく推移しており、教育研究経費比率は適正水準にあると考えているが、今後も学生数の減少が続けば教育研究経費比率は上昇に転じると思われる。

教育研究設備は、必要な情報機器の整備や更新を行っている。計画的な図書館の整備を含め、教育研究充実のための施設・設備の整備は不可欠であり、財政を圧迫しないよう、今後も継続して取り組んでいく。

公認会計士の監査は、期中監査・現預金実査・期末監査の順に計 5 回行われており、監査には法人の監事も立ち会い、会計処理に修正がある場合は迅速に対応している。また不明な点等があった場合は公認会計士に意見を仰ぎ、会計処理を行っており対応は適切である。

寄附金の募集については積極的には行っていないが、企業及び個人から申し込みがあった場合受け入れ、受領書・特定公益増進法人への寄附証明書の発行をしており、適切に行っている。学校債の発行は行っていない。

収容定員充足率は、平成 27 年度以降、66.3%、73.5%、76.3%であり、数字上は回復傾向にあるが、これは生活福祉学科食育福祉専攻の定員を減じたことによるものであり、一過性のものである。平成 30 年度の収容定員充足率は、救急救命学科は 106.7%であるが、生活福祉学科介護福祉専攻においては 43.0%と危機的状況にある。今後の動向についても、高校訪問やオープンキャンパスの状況から見ると、生活福祉学科の収容定員充足率の改善は期待できない状況である。収容定員充足率が 50%を割ると、日本私立学校振興・共済事業団からの私立大学等経常費補助金は不交付となることから、平成 28 年度より生活福祉学科の入学定員の見直しが急務であったことから、食育福祉専攻は募集停止とし、「別科 調理師養成・1 年課程」を新設した。

平成 30 年度の入学定員充足率は生活福祉学科・介護福祉専攻は 38.0%にとどまり、学科及び専攻の在り方が急務であることから、前述したとおり、平成 31 年度から「介護福祉学科」とし、入学生の確保を目指す。

救急救命学科は 102.8%と順調に推移し県内及び北東北を中心に知名度も向上しており、今後も入学定員の確保に結び付けたい。

財的資源の管理については以下の通りである。

学校法人の予算については、毎年度 1 月に、事務部総務課より各関係部門に経常経費積算計画書を配布している。提出された関係部門の意向を集約し、中・長期計画に基づいた事業計画に沿った予算を編成し、年度末の理事会へ提出し承認を得ている。承認を得た事業計画及び予算については速やかに関係部門へ伝達し、適正な予算執行をすることとなっている。

年度予算については、承認を得た経常経費積算計画書に基づき、予算執行をしている。計画外の経費については、その都度、起案書等で決裁承認を得た上で、予算の範囲内で執行している。

日常的な出納業務に関しては、経理担当者が適切に入出金をしており、日計表・支払計画書を作成し、総務課長、事務部長へ提出し、経理責任者である事務局長より理事長に報告し適切に行っている。

資産及び資金の管理と運用は、「学校法人弘前城東学園経理規程」、「学校法人弘前城東学園経理規程細則」「弘前城東学園固定資産及び物品管理規程」に基づき適切に管理されており、固定資産台帳を作成し、物品へラベルを貼るなど安全かつ適正に管理している。

月次の収支状況については、支払計画書・月次試算表を定期的に作成しており、支払状況等を経理責任者より理事長へ報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

本学の将来像については、建学の精神である「ホスピタリティー精神」を、学則上に「教育研究上の目的」として記載し、育成する人材像を明確に示している。本学は、設置する学科専攻それぞれの「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」及び「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」に掲げられた介護福祉士、救急救命士、調理師の資格者を養成し、地域社会に貢献する人材育成を目的としており、将来像は明確となっている。

本学が養成している各資格者は、今後ますます進展する超高齢社会に必要な人材であり、その使命は多大である。

平成 26 年 4 月に開設した救急救命学科は、短期大学としては全国初の救急救命士養成校であり、競合エリアの北東北地域には専門学校の養成校が 1 校あるのみで、競合面からの学生確保については強みである。

弱みとしては、生活福祉学科介護福祉専攻及び食育福祉専攻の学生確保の点である。食育福祉専攻においては、平成 21 年の開設から 8 年間に亘り定員割れが続いたことから、平成 29 年度で学生募集を停止し、平成 30 年度をもって廃止することにした。

生活福祉学科介護福祉専攻においても、平成 20 年に入学定員が 50%に落ち込み、以来入学定員を確保できない状況が続いてきた。この間 100 人の入学定員を 70 人、更に 50 人に減ずる見直しをしてきたが、平成 30 年度の収容定員充足率は 43.0%に留まり、非常に厳しい状況である。

経営状況については、平成 26 年 4 月に開設した「救急救命学科」及び「弘前医療福祉大学・同短期大学部共用棟」に係る建築費、設備投資等により、借入金が発生したが、返済計画については財政上の運営に支障のないよう適切に行っており、約定年数で返済予定である。

学納金については、生活福祉学科開設時は近隣の競合する短期大学に比べて、高

い水準にあったことから、平成 22 年に入学金を 30 万円から 22 万円に引き下げ現在に至っている。平成 26 年開設の救急救命学科学納金を設定する際には、青森県の短期大学（5 校）、北海道・東北地区の救急救命士養成校（4 校）の学納金を参考にし、3 年課程の短期大学としての金額を検討の上、決定した。

学納金計画に当たっては、まずは定員確保が最優先されることから、今年度 4 月から学長のリーダーシップのもと、教員全員による学生募集対策プロジェクトを立ち上げ本学の強み、弱みを洗い出しながら学生確保に向けて取り組んできた。この結果、平成 31 年度入学生に向けたオープンキャンパスは対前年比 128% となり、受験生増が期待される。

今後の経営計画については、中・長期計画を現在策定中であり、その計画に沿った財務計画を策定することが急務である。

人事計画については、救急救命学科の教員は設置申請に沿って年次配置をしてきたが、平成 29 年度で完成年次を迎えたことから、年齢構成のバランスに考慮しながら計画的に教員採用を進めているところである。

生活福祉学科においては、基準数を上回って教員配置しているのは、きめ細かい学生支援、実習巡回等の指導の充実、学生募集対策等において必要な人員として配置している。

施設設備に関しては、救急救命学科の校舎は平成 25 年 11 月に新築し、教材・教具についても設置時に備付していることから、今後数年間、大幅な追加補充は無い状況である。しかし、生活福祉学科の校舎は、平成 14 年短大設置時に建設した校舎と、本学の前身である平成 5 年建設の旧弘前ホスピタリティーアカデミー校舎の転用部分については 25 年経過している。このことから、老朽化が進んでいる設備の補修が必要となっており、このことから暖房設備は平成 29 年から 30 年の 2 年に亘って、大幅に改修してきた。教材、教具についても、収支状況を鑑みながら順次計画的に新規教具と入れ替えている予定である。

研究費用に対する外部資金の獲得については、教員のレベルアップ意識とも相まって、科学研究費補助金獲得への意識が高くなり、申請が増えつつあり、今後採択されることに期待するものである。

定員管理の状況として、「生活福祉学科介護福祉専攻」は、平成 14 年に開学した弘前福祉短期大学「生活福祉学科」が前身であり、当初は介護福祉士のみを養成する単科の短期大学として入学定員 100 人でスタートした。開学から平成 17 年度までの 4 年間は 100% の入学定員充足率を保ってきたが、平成 18 年度には 96.5% となり、100% を割り込んだ。さらに平成 20 年度は一気に 50% 台に減少したことから、入学者激減への対策の一つとして、生活福祉学科 100 人の定員を「介護福祉専攻」と「食育福祉専攻」の 2 専攻とする改組を行った。「介護福祉専攻」の入学定員を 70 人とし、そして、弘前ホスピタリティーアカデミー調理科を「食育福祉専攻」として継承、入学定員 30 人にするにより、学科定員は変わることなく、入学者の選択肢を広げるにより、収容定員充足率の改善を図ってきた。

しかしながら、この後も、両専攻とも収容定員未充足が続いたことから、平成 28 年度には、介護福祉専攻は 20 人減の 50 人に、食育福祉専攻は 10 人減の 20 人の入

学定員とした。このように短期間で収容定員変更を行う等、定員管理をしてきたが、慢性的な定員未充足が続いたことからやむを得ず食育福祉専攻を廃止することに決定した。この廃止に代り、これまでの調理師養成の教育資源を活かして、新たに「別科調理師養成・1年課程」を設置し本年開設した。この別科は、1年の短期間で調理師資格取得を目指す高卒者や社会人を対象とし、地域社会の要望に応えるものであり、定員充足率は向上傾向にある。

救急救命学科の入学定員を35名の少人数に設定した理由は、今後、ますます深刻化する少子化対策と、卒業してからの就職を確実にすることが、将来的に安定した経営に繋がるとの判断によるものである。

人件費比率については、平成26年度は77.4%、平成27年度は91.1%と全国平均を大きく上回っていた。救急救命学科が完成年次を迎えたことにより、平成28年度には、74.96%に低下したものの、生活福祉学科の収容定員充足率が低いことから、平成29年度は76.48%に上昇し、依然として全国平均より高い状態である。

経営情報については、学内、学外向けにホームページで掲載している。併せて、本年は全教職員を対象としたSD研修で本学の財務状況を報告し、危機意識を共有するとともに、改善に向けての教職員全員の意識付けに繋げている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

日本私立学校振興・共済事業団が示している経営判断指標に基づくと、本法人としてはA3に該当し正常であるが、短期大学単独では危機的な数値となっている。財政の安定確保には学生確保が最大の課題であり、特に生活福祉学科の学生確保が最重要課題である。

しかしながら、高等教育機関を取り巻く環境は、本学にとどまらず全国的に厳しい状況にあり、定員割れで厳しい財政状況にある短期大学が多数である。これは、18歳人口の減少だけが要因ではなく、短期大学への進学者が減少、かつ、介護福祉士を目指そうとする高校生等が減少している現状で、今後もより積極的に学生確保活動を行う必要がある。

施設設備に関しては、転用した校舎の占める割合が大きいことから、老朽化が進んでいる箇所については年次的に改修工事を行っているが、今後も逐次補修していく必要がある。

予算計画時には、教育研究活動に係る経費科目の優先順位を明確にし、可能な限り支出の削減に努める方針である。

現在、退職給与引当金等の必要とされる特定預金の積立はしていないことから、今後中長期の財務計画立案時には、施設拡充・奨学基金・退職金等への特定資産計上を検討している。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

FD 活動に関して、授業評価アンケートを実施し、その結果を各授業担当教員に伝え、授業改善に役立ててもらおうようにしているが、各教員の努力事項に終わっている感がある。よって、今後は具体的にどのような点を改善したかについての報告を義務化し、その効果についても検証していく。また、授業アンケートの項目を精査し、学生の学習成果獲得に向けてより望ましい授業のあり方を追求するための基礎資料としていく。

短大の課題解決に結びつく SD 研修の計画的な実施の継続および教職協働の更なる連携を図っていく。

PC 教室については、学生の使用状況や要望を確認し、学習環境の向上を図っていく。ただし、2020 年 1 月には、Windows7 のサポートが終了することから、入替については、授業等に支障がでないよう、計画的に実施する。

短期大学の図書購入については、救急救命学科の関連図書を今後も計画的に購入し、図書の充実をはかっていく。

事故等の未然防止策としての計画的な設備整備及び情報セキュリティの取扱基準策定を法人事務局情報システム企画課において早急にすすめていく。

財政上の安定を図るため、適正な定員管理面の観点から、平成 28 年度から生活福祉学科の定員削減を行った。しかしながら食育福祉専攻においては、平成 29 年度の入学者数は 5 名という結果となり、食育福祉専攻の運営は成り立たない状況となったことから、外部環境を分析した上で、2 年課程の食育福祉専攻を廃止し、1 年課程で調理師資格が取得できる「別科 調理師養成・1 年課程」を設置し、その結果、若干ではあるが定員充足率増につながった。

生活福祉学科介護福祉専攻においては、食育福祉専攻を廃止し 1 学科 1 専攻となることから、学科名を取得する資格名に直結する「介護福祉学科」にし、受験生によりわかりやすい学科名に名称変更し、学生増につなげたい考えである。

平成 27 年度～29 年度の中・長期財務計画を策定しているが、今後、地域に密着した短期大学として存続し、将来において、教育目的達成のためには、収入・支出のバランスが、健全な状況を保持できるよう財政の多方面から課題を分析し、さらに平成 29 年度以降の中長期計画を策定する予定である。

今後も、財的資源の中心である学生生徒等納付金収入の安定化に向けて学生確保を最重要課題とし、計画的な施設整備や教育設備の充実も図る必要がある。また予算執行も厳正に運用し、一層の財的資源の管理に努める

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

理事長は、平成 7 年 1 月から現在まで学校法人弘前城東学園（平成 21 年 1 月に学校法人城東学園から名称変更）の理事に就任し、平成 29 年 3 月から理事長として、本学園の経営の任に当たっている。また、本学の前身校である弘前ホスピタリティーアカデミー学園長（平成 5 年 4 月から平成 15 年 3 月まで）、弘前福祉短期大学副学長（平成 14 年 4 月から平成 21 年 3 月まで）、弘前ホスピタリティーアカデミー校長（平成 16 年 11 月から平成 23 年 10 月まで）、弘前医療福祉大学副学長・弘前医療福祉大学短期大学部副学長（平成 21 年 4 月から平成 23 年 3 月まで）、弘前医療福祉大学学長・弘前医療福祉大学短期大学部学長（平成 23 年 4 月から平成 30 年 3 月まで）を歴任し、平成 30 年 4 月から弘前医療福祉大学長に就任し現在に至っている。このように、教学・経営両面に亘る長い経験を通じて法人運営の全般に強い

リーダーシップを發揮し、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解・実践し、本学園の発展に寄与している。

理事長は、本学園を代表し、その業務を総理している。また、理事長を補佐し、本学園の業務を分掌する常務理事を1名配置している。

理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を監事の監査を受け、理事会の決定を経た後に評議員会に報告し意見を求めている。また、次年度の予算及び事業計画は、評議員会への諮問後に理事会で審議し決定している。

理事会の運営は、寄附行為第17条各項で規定しており、理事長は、会議の7日前までに各理事に対して、会議開催の場所、日時及び付議事項を書面により通知し、議長を務めている。理事会は、理事の3分の2以上の出席をもって成立し、その議事は出席した理事の過半数で決している。寄附行為第17条第2項に、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定しており、重要事項は理事会の議決をもって決定している。また、この規定から、理事会は本学の運営に関する法的な責任があることを認識している。なお、寄附行為第11条第1項各号では、役員解任を規定し、役員個人の法的責任の認識性を担保している。

本学園及び本学に関する重要な規程の制定・改廃は、理事会の議を経て行われ、運営に必要な規程を整備している。

本学園の建学の精神「ホスピタリティー精神」を兼ね備えた人材の育成は各設置学校に共通したもので、すべての教育・研究・運営に50年以上に渡って基礎として来たものであることを、各理事は十分理解している。また、理事は「建学の精神」及び「寄附行為」の目的に賛同し、理事会及び評議員会において、学識及び識見がある者が選任されている。

理事は、私立学校法第38条（役員選任）に基づき寄附行為第6条第1項により7人が選任されている。その構成は、「弘前医療福祉大学長」「弘前医療福祉大学短期大学部学長」「評議員のうちから評議員会において選任した者2人」「学識経験者のうちから理事会において選任した者3人」となっている。

学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）は、寄附行為第11条第2項第3号で準用している。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

短期大学部の経営安定化を図るため、生活福祉学科の学生確保を最重要課題として捉え、収容定員の見直し、生活福祉学科を「介護福祉専攻」と「食育福祉専攻」に専攻区分する改組、更には、短期大学としては全国初となる救急救命士養成の「救急救命学科」の設置を行なう等、常に向上、充実に向けての取り組みを行ってきた。本年4月には、18歳人口が減少している中、将来に向けての取り組みを検討する「中長期計画策定特別委員会」を設置、学長がプロジェクトチームのリーダーとして意見を取りまとめ、その中間報告を平成30年3月12日に受けている。この提案事項の中から、可能性、効果性の高い事案について緊急性をもって進めていくこととしている。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

本学において、生活福祉学科介護福祉専攻の学生確保が最重要課題であることは、理事長のリーダーシップの課題で述べたが、介護福祉人材確保は、本学の課題にとどまらず、超高齢社会を迎えている我が国において深刻な課題である。このような状況の中、本学は、「社会福祉士及び介護福祉士法」が発足した昭和 63 年に東北初の介護福祉士養成校として開設し、これまで 30 年に亘って介護福祉士の養成に努めてきた。理事長は、日本介護福祉士養成施設協会東北ブロック代表理事、東北ブロック会代表に就任し、介護福祉士養成に係る諸課題に鋭意取り組み、介護福祉人材確保に努力している。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に

運営している。

<区分 基準IV-B-1 の現状>

本学は、学校法人弘前城東学園によって運営されているが、同法人が平成 21 年 4 月に弘前医療福祉大学を開学したことに伴い、大学の名称を「弘前福祉短期大学」から「弘前医療福祉大学短期大学部」に変更した。また、本学は生活福祉学科「介護福祉専攻、食育福祉専攻」に加え、平成 26 年 4 月に「救急救命学科」を開設し、平成 29 年 4 月に「食育福祉専攻」の学生募集を停止した。「食育福祉専攻」は平成 30 年度から短期大学別科調理師養成 1 年課程として出発している。

学長は教授会規程に基づき、教授会を招集し議長を務めるなど、教学運営面でのリーダーシップを発揮している。教授会は、教授会規程により、教育・研究に関する事項を審議し、学長に対して意見を述べる機関として位置づけられており、適正に運営している。教授会の審議の結論（学長に述べる意見のまとめ）及び報告事項等については、教務部が書記を務め、議事録を保存している。

また、教務委員会、学生委員会をはじめ 10 の委員会には、それぞれ委員長を置き、学習成果の向上を目指し活発に活動してきた。この活動については教授会において報告を行い、全体的な合意のもとで実践してきた。

例えば進路委員会等では、夏休み明けから 2 年次生の就職活動状況を毎月報告し、各クラス担任や助言教員らの支援を受けながら、卒業までには希望者全員の就職内定を目指して活動し成果をあげてきた。

学長、副学長は法人の理事も兼務している為、法人と短大教学面との連携、調整等も円滑に行われ、運営体制は安定している。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

介護福祉専攻はここ数年入学者が減少し、定員を割り込んでおり、定員の確保が喫緊の課題である。そのために新たな給付型奨学金制度の導入や高校生や市民に介護福祉士の仕事を理解してもらう啓発活動を青森県の支援を受けて行っている。介護福祉専攻の定員確保には留学生の受入れも避けて通れないと考えられ、そのためにどのような対策が必要となるか、中長期計画検討委員会を設置し、検討を行っている。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

学長は教授会を招集し議長を務め、教学面で適切なリーダーシップを発揮している。また、10 の委員会の長とも緊密な連携、指導を図るなど、リーダーシップを発揮しているが、今後は本学の人材や教育・研究資源を地域社会に発信し、貢献するための行動が一層必要となる。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。

- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事（現在数 3 人）は、私立学校法第 37 条第 3 項に基づき寄附行為第 16 条により、業務及び財産の状況を監査している。監査に当たっては、「監事監査計画書」「監事監査チェックリスト」「監事監査マニュアル」「監事監査マニュアル留意事項」「監事監査基準」及び「監事監査調書」を整備し、5 月と 12 月に会計監査と業務監査を定期監査として実施し、その結果を「監事監査調書」にまとめ理事長に報告している。また、理事会及び評議員会に出席し、その概要等を報告している。その他、理事会の運営及び理事の業務執行状況について、コンプライアンスが確保されているか、事業計画と予算との整合性がとれているかなどを監査し、併せて議事録に議事の経過の要領・結果、その他規程等に定める事項が適切に記載されているかを確認している。

監事は、毎事業年度の業務執行の状況及び財産の状況について監査を実施し、監査報告書を作成して、当該会計年度終了後 2 月以内に開催される決算に係る理事会及び評議員会に提出の上、意見を報告している。

監事は、内部監査部門との連携を図るために、内部監査報告書の提供を受け、情報を共有し、内部統制の状況と有効性を把握し、システムが機能しているかをチェックしている。また、文部科学省主催の「学校法人監事研修会」に出席し、私立大学を取り巻く現状や動向、課題等についての認識を深め、監査業務に必要な関係法令や基本的な事項の確認を行い、職務の専門性向上を図っている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2 の現状>

評議員会は、私立学校法第 41 条第 2 項に基づき寄附行為第 20 条第 2 項で「評議員会は、15 人の評議員をもって組織する」と規定しており、理事定数 7 人の 2 倍を超える 15 名で評議員会を構成している。

評議員会は、予算や決算、資産運用に関する事項及び事業報告や事業計画の審議を行い、理事会で意見を述べている。

評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催されており、平成 29 年度は 7 回開催

し、理事会の諮問機関として適切に運営されており、審議内容や出欠状況は議事録により適切であることが確認できる。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

<区分 基準IV-C-3 の現状>

教育研究活動などの情報の公表は、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、本学公式ホームページ（情報公開>弘前医療福祉大学短期大学部）などに掲載している。

財務情報の公開は、私立学校法第 47 条に基づき寄附行為第 37 条及び「学校法人弘前城東学園財務情報公開に関する規程」により、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監事による監査報告書を、会計年度終了後 2 か月以内に事務所（事務室）に備え置き、学生・保護者、教職員、法律上の利害関係者からの閲覧の要求に応じている。さらに、本学公式ホームページ（情報公開>学校法人弘前城東学園>財務情報）に資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録、事業報告書及び監事監査報告書を掲載して一般に公開し、各年度財務の概要、各科目の説明、経年推移の状況、財務比率等を活用した財務分析などを示して説明している。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

評議員の実出席率は、90%の高水準で推移しているが、外部評議員の中には出席が難しい時期もあることから、開催時期の検討も含め実出席率の維持向上が課題である。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

監事 3 名のうち 2 名が平成 29 年 6 月就任で、監事経験が浅いことから、就任時には新任監事を対象に「監事業務説明会」を開催した。この説明会には、監事の職務、監事機能の強化等の説明、学校会計基準等詳細に亘って説明している。

<基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況

監事の高齢化については、3 名の監事のうち 2 名が交替となり、これまでの監事平均年齢 85 歳から現在は平均年齢が 69.3 歳となり、高齢化が解消されたと考えている。

改組等、将来に向けての計画については「中長期計画策定特別委員会」が設置さ

れ、平成 30 年 3 月 12 日付けで中間報告を受けており、今後、最終報告を受けて速やかに実行に移したいと考えている。

